アメリカ合衆国司法省
司法プログラム局
犯罪被害者対策室

被害者支援サービスにおける倫理

インストラクター・マニュアル

OVC（犯罪被害者対策室）

TTAC（教育・技術支援センター）

（公財）横浜市男女共同参画推進協会　訳

2009 年 3 月

目　次

インストラクターの心構え

モジュール 1　紹介と研修の概観

モジュール 2　価値観と被害者への対応

モジュール 3　被害者支援サービスにおける倫理

モジュール 4　倫理的意思決定のための標準的プロセス

モジュール 5　事例研究

モジュール 6　結びと評価

このマニュアルについて

このマニュアルの内容の大部分は、アメリカ合衆国司法省、司法プログラム局、犯罪被害者対策室からの資金、および助成金第 95-MU-GX-K002 号を得て書かれたメリッサ・フックの著作からの抜粋、あるいはそれを別の表現で言いかえたものです。この著作はその後、*Ethics in Victim Services*（被害者支援サービスにおける倫理）というタイトルのテキストとして出版され（Baltimore: Sidran Institute Press and Victims' Assistance Legal Organization, 2005）、出版社の承認のもとで犯罪被害者対策室で使用されています。この本についての詳しい情報は次のウェブサイトで見ることができます。www.sidran.org/store

このマニュアルに記述されている見解や調査結果、結論はすべて著者のものであり、必ずしもアメリカ合衆国司法省の公式な立場や政策を表すものではありません。

インストラクターの心構え

研修の目標

この「被害者支援サービスにおける倫理」の研修は、被害者支援の場で起こりがちな倫理的な葛藤や対立について取り上げ、倫理基準や意思決定方法を使ってどのようにそれを解決するかを探るものです。この研修の目標は次のとおりです。

- 支援者の物の考え方や信念が犯罪被害者への対応に大きく影響することを自覚し、理解する
- 全米被害者支援基準協会（NVASC）が作成した「被害者支援プログラムと援助者のための基準」を理解し、支援の場面で使えるようになる
- ある人が倫理的に問題のある行動をとっていることを認識できる
- 倫理的ジレンマに直面したとき、標準的な意思決定プロセスを使うことができる

参加者はこの研修を通して、次の事柄に関連する情報とスキルを身につけることができます。

- 価値観について、支援者の価値観が被害者への対応に及ぼす影響について
- 被害者支援サービスにおける倫理
- 標準的な意思決定プロセス

研修の対象

この研修は、犯罪被害者支援の分野で少なくとも 2 年間の経験をもつ者を対象としています。この研修マニュアルは、被害者支援を監督する立場にある人と直接サービスを提供するスタッフの両方にとって役立つものです。

研修の効果を最大限にあげ、参加型のテクニックを最大限に生かすためには、参加者の人数を 40 人以内に抑えるようにします。

インストラクターの条件

インストラクターには次のような条件が求められます。

- 被害者支援／カウンセリングの実践的経験をもつこと
- 研修、とりわけ体験的・インタラクティブな（講義形式ではない）プログラムを実施した経験をもつこと

研修の所要日数

この研修は１日で終了するように考えられています。

インストラクター・マニュアルの使い方

このインストラクター・マニュアルは、インストラクターが指導と研修を進めるための準備に役立つように作られたひな型です。話し合うべき内容の詳細やグループ・アクティビティの導入、進め方などについてまとめてあり、視覚資料も含まれています（以下の「視覚資料を使う」の項目を参照)。

インストラクターは研修全体の枠組みを維持しながら、個々の経験や専門知識を使って研修の内容をより豊かなものにし、適切な実例を提供することが望まれます。この研修を成功させるためには、このマニュアルと参加者用マニュアルの両方に記載された考え方や進行にあたっての注意事項すべてを十分に理解することが必要です。

インストラクター・マニュアルは以上の要点をふまえ、以下の 6 つのモジュールによって構成されています。

モジュール 1　紹介と研修の概観

モジュール 2　価値観と被害者への対応

モジュール 3　被害者支援サービスにおける倫理

モジュール 4　倫理的意思決定のための標準的プロセス

モジュール 5　事例研究

モジュール 6　結びと評価

各モジュールの冒頭にはその概要が記載されており、学習目標、必要な備品と教材のリスト、準備についての説明、モジュール実施に必要な時間が記されています。個々のモジュールの情報やアクティビティはすべて、そのモジュールの学習目標の達成に役立つように選ばれたものであり、実施される順に並べてあります。

このマニュアルでは次の 2 つのアイコンが随所に使われています。これらは、パワーポイントやオーバーヘッド・プロジェクターを使用する際にインストラクターが言うべきことのヒントや、アクティビティをいつどのように実施すべきかを示しています。

このグループ・アクティビティのアイコンと太字の文字は、アクティビティを行う際の指示を示しています。

このアイコンと「視覚資料〇〇を見せる」という指示があるときは、その番号のパワーポイントかオーバーヘッド・プロジェクターを使用することを意味します。続いて、その視覚資料の内容に関する説明が記載されています。

「参加者に……と言う」あるいは「……と説明する」という指示があるときは、その内容を参加者に口頭で伝える必要があることを意味します。内容をわかりやすく言いかえながら、コメントや要点についての説明を行います。視覚資料を使って簡潔なレクチャーを進めることができます。

視覚資料を使う

この研修の視覚資料は、各モジュールで行われるアクティビティを進める際に使うことを目的にしたものです。この資料には、レクチャーの際に使う「話のポイント」のほか、アクティビティを行うときや、参加者から質問を募るとき、次のモジュールに移るときに使う指示が含まれています。先に述べたように、「視覚資料〇〇を見せる」という指示はこのマニュールの随所に出てきます。モジュールごとに、視覚資料は 1−1（モジュール 1 の 1 番目の資料という意味）から始まる番号がふられています。この番号はスライドの右下にも記載されており、ひと目でそれがどのモジュールの何番目の資料かがわかるようになっています。

この研修のアプローチ

この研修の構成は成人学習とアクティブ・トレーニングの原理に基づいています。成人学習がもっとも効果的なのは次の場合だといわれています。

- トレーニングの力点が知識の伝達ではなくスキルの向上におかれている
- 参加者がアクティビティを通して新しいスキルを練習することができる
- 参加者が自分の知識や経験をトレーニングに活かし、応用することができる
- 参加者が学習している内容と自分の仕事や生活との関連性を見出すことができる

また、この研修には視覚による学習に向いている人、聴覚による学習に向いている人、体を動かして学習するのが得意な人に向けたさまざまな方法やアクティビティが盛り込まれています。

備品と教材

各モジュールには、必要な備品と教材のリストが掲げてあります。それに加えて、この研修を通じて常に使用する備品と教材は次のとおりです。

- インストラクター・マニュアル
- 参加者用マニュアル
- パワーポイントの視覚資料
- ノートパソコン（パワーポイント搭載)、液晶プロジェクターとスクリーン（またはスライドを写すことのできる白い壁）あるいはオーバーヘッド・プロジェクターとスクリーン
- フリップチャートとイーゼル
- 太字のフェルトペン各色（フリップチャート用)、見やすいように濃い色のペンを使うことが望ましい
- 名札（参加者とインストラクター用）
- ボールペン（参加者の数）

さらにモジュールごとに必要な備品や教材は、モジュールの冒頭の概要にリストアップしてあり、この概観の最後にある表にもまとめてあります。

ワークシート

各モジュールには参加者がアクティビティで使うワークシートが含まれています。ワークシートにはモジュールごとに順に番号がふってあります(たとえばワークシート 2.3 はモジュール 2 の 3 番目のワークシート、ワークシート 5.2 はモジュール 5 の 2 番目のワークシートとなる)。全ワークシートのリストは、この概観の最後に示しています。

研修室のレイアウト

通常の教室のようなレイアウトだと参加者にとってインストラクターや視聴覚設備が見にくく、また相互の話し合いもしにくいので、なるべく避けるようにします。望ましいのは参加者が小さいグループごとに座るようなレイアウトで、そのような形であれば参加者同士の話し合いがしやすくなります。部屋の前方にはインストラクターが使う教材や備品を置くための小さなテーブル、部屋の横または後方にはその他の補助的な教材を置くための大きめのテーブルが必要です。

研修の準備

インストラクターは事前にこのマニュアルをよく読み、各モジュールに記されている準備を行うだけでなく、必ず研修に使う部屋に足を運ぶようにします。机の配置や視聴覚設備の位置など研修室のレイアウトを確認し、机や椅子の数が十分かどうかを確認しておきます。電気のコンセントに問題がないかどうか見て、延長コードや電源コードが準備されているかどうかを確かめ、視聴覚設備が見にくいときのためにカーテンや照明の調節ができることを確認します。すべての設備が正常に機能するかどうか、試してみることも必要です。

インストラクターの準備――ワークシート、備品／教材

モジュール	ワークシート	備品／教材	準備
1	・1.1　紹介と研修に望むこと		
2	・2.1　暴行被害者のエピソード ・2.2　自己認識評価 ・2.2　自己認識評価（インストラクター用） ・2.3　DV のシナリオ	暴行被害者のエピソード	・暴行被害者のエピソードを見る ・自己認識リストを見直す
3	・3.1　その行動は倫理的？ ・3.2　関連のある NVASC 基準を見つける ・3.2　関連のある NVASC 基準を見つける（インストラクター用） ・3.3　NVASC 被害者支援プログラムおよび提供者のための基準	なし	・「それは倫理的？」のアクティビティの 5 つのシナリオを見直す ・「関連する NVASC 基準を見つける」のアクティビティの 6 つのシナリオを見直す ・「関連する NVASC 基準を見つける」のアクティビティのために、1 つのシナリオにつき 1 枚のフリップチャートを用意して、シナリオのタイトルを書いておく（例：「スーとコニー」）
4	・4.1　意思決定プロセス ・プリント 4.1　意思決定プロセス　ステップ 1−6 ・4.2　被害者の情報開示にまつわるエピソード ・4.3　起こりがちな倫理的問題	被害者の情報公開にまつわるエピソード	・被害者の情報公開にまつわるエピソードを見る ・「生じるメリット」という見出しをつけたフリップチャートを用意する
5	・5.1　意思決定プロセス ・5.2　事例研究 ・5.2　事例研究（インストラクター用）	なし	事例研究を読む
6	・6.1　ブレインストーミング――自分の職場でできることは何か？	なし	「アイディア」という見出しをつけたフリップチャートを用意する

その他の指示

- プリント 4.1（「意思決定のプロセス　ステップ 1－6」）を参加者の数だけコピーする
- 「NVASC 被害者支援プログラムと援助者のための基準」を参加者の数だけコピーし、パウチ加工する

NVASC 被害者支援プログラムと援助者のための基準

全米被害者支援基準協会（NVASC）作成による

NVASCに関する詳細は www.sc.edu/ccfs/training/victimstandards.pdf. を参照のこと

第 1 節　サービスの範囲

倫理基準 1.1　被害者支援提供者は自分のもつ法的責任とその限界、および支援を提供する環境において自らの行動が及ぼす影響について理解し、法律、規則、方針・指針および被支援者の法的権利に従って任務を遂行すること。

倫理基準 1.2　被害者支援提供者は被支援者との関係や公共広告において、自らの職業上の肩書や資格に正確に対応する行動をとること。

倫理基準 1.3　被害者支援提供者は、高い水準での職務行為の遂行を維持すること。

倫理基準 1.4　被害者支援提供者は、高いレベルの専門的能力を身につけ、維持すること。

倫理基準 1.5　被害者支援提供者は有料のサービスを提供する場合、初回のセッションまたは面接の際に被支援者に料金について知らせること。

第 2 節　コミュニティ内での連携と調整

倫理基準 2.1　被害者支援提供者は同僚や他の専門スタッフとの間に、相互の尊敬と信頼、サービスの向上を促進させる関係を築くこと。

倫理基準 2.2　被害者支援提供者は同僚や他の専門スタッフとの間で知識を共有し、能力を向上させるよう努めること。

倫理基準 2.3　被害者支援提供者は、犯罪被害者に影響を与える制度の改善に貢献し、公益のために力を尽くすこと。

第 3 節　直接的なサービス

倫理基準 3.1　被害者支援提供者は被害者の人権を尊重し、その擁護に努めること。

倫理基準 3.2　被害者支援提供者は被支援者の利益を守ることを第一の責務とすること。

倫理基準 3.3　被害者支援提供者は、被害者に対する非難や、被害者の状況説明に対する疑念、過去の行いに対する非難など、被害者に批判的な感情が伝わる言動を回避すること。

倫理基準 3.4　被害者支援提供者は被害者の自己決定権を尊重すること。

倫理基準 3.5　被害者支援提供者は、被支援者と職務上の関係をもつ前後、あるいはその最中に被支援者本人または他の情報源から得た情報の秘密を守ること。

倫理基準 3.6　被害者支援提供者は支援プログラムあるいは被支援者との利害の対立を回避し、（現在だけでなく将来において）利害対立の可能性がある場合にはそれを開示すること。

倫理基準 3.7　被害者支援提供者は、サービスの続行によって被支援者が恩恵を得られる見込みがないと考えられるときには、被害者との職務上の関係を終了させること。

倫理基準 3.8　被害者支援提供者は被支援者との間に、両者間の職務上の信頼関係を不当に利用し、または被害者支援提供者の客観性や専門的判断を損なう恐れのある個人的関係を結ばないこと。

倫理基準 3.9　被害者支援提供者は、人種／民族性、言語、性別、年齢、性的指向、能力や障害、社会的階層、経済的地位、学歴、配偶者の有無、宗教、居住地、HIV 感染の有無などに基づいて差別しないこと。

倫理基準 3.10　被害者支援提供者は、同僚の被害者支援提供者が犯罪事件や依頼人とのやりとりでトラウマを被った場合、適切な支援を求める機会を提供すること。

第 4 節　管理と評価

倫理基準 4.1　被害者支援提供者は、同僚や専門職（自分自身を含めた）の行為が被支援者に対して不適切である場合や、その職務の名誉を傷つけるものである場合、適切な関係当局に報告すること。

モジュール１　紹介と研修の概観

所要時間

1 時間

目的

このモジュールでは、インストラクターと参加者の紹介を行い、研修に何を求めるのかを明確にし、研修の目標と研修項目を決めることを目的とします。

研修内容

1. 紹介とモジュールの目標（10 分）
2. 参加者の紹介（35 分）
3. 研修の目標と研修項目（15 分）

学習目標

モジュールの終了時点で、以下のことができるようになることを目指します。

- 少なくとも１人の参加者の名前と犯罪被害者支援におけるその人の役割について知る
- この研修の目標を言うことができる

備品と教材

とくに必要なものはなし。

参加者用ワークシート

- ワークシート 1.1　紹介と研修に望むこと

準備

- 各参加者の座る位置に参加者用マニアル、マーカー、付箋、ペンをセットしておく

1. 紹介とモジュールの目標（10 分）

視覚資料 1−1 と 1−2 を見せてモジュールの導入を行い、目標に目を通します。

このモジュールの目的と目標を概観します。

このモジュールでは、インストラクターと参加者の紹介を行い、研修に何を求めるのかを明確にし、研修の目標と研修項目を決めることを目的としています。

モジュールの終了時点で以下のことができるようになることを目指します。

- 少なくとも 1 人の参加者の名前と犯罪被害者支援におけるその人の役割について知る
- この研修の目標を言うことができる

2. 参加者の紹介（35 分）

視覚資料 1−3 を見せて、次のアクティビティを導入します。

アクティビティ――紹介とこの研修に望むこと

1. 参加者にペアになってもらい、以下の点についてお互いにインタビューするように指示します。
    - 相手の名前、どこで働いているか、犯罪被害者支援のなかでもどんな仕事をしているか、被害者支援の仕事で一番好きな点、やりがいを感じる点は何か
    - 相手の性格のなかでも際立った特徴を 2 つ
    - 相手がこの研修に望むことを 1 つ

    相手の答えをワークシート 1.1「 紹介と研修に望むこと」に記入してもよい。
2. 参加者一人ひとりに、自分がインタビューした相手を皆に紹介してもらいます。この研修に望むことをフリップチャートに書き出します。
3. 紹介が終わったら、望むことのリストを見ながら、どれが研修の内容に含まれていて、どれが含まれていないかを指摘します。

3. 研修の目標と研修項目（10 分）

視覚資料 1－4、1－5、1－6 を見せながら、研修の目標について簡単に説明します。

視覚資料 1－7 を見せ、研修項目について簡単に説明します。どの目標が研修のどの項目で扱われるかを説明します。

研修項目について説明する際、それぞれの「望むこと」がどのモジュールで扱われるかについて指摘するようにします。参加者用マニュアルの内容に、参加者と一緒に目を通します。

モジュールの結び

視覚資料 1－8 を見せながら、モジュールの目標についてふり返ります。

ワークシート 1.1

紹介と研修に望むこと

1. あなたのパートナーの名前

2. あなたのパートナーの職場

3. あなたのパートナーは犯罪被害者支援のどんな仕事をしていますか

4. 犯罪被害者支援の仕事のなかで、あなたのパートナーが一番好きな点、やりがいを感じる点は何ですか

5. あなたのパートナーの性格の際立った特徴は何ですか（2 つ）

6. あなたのパートナーがこの研修に望むことは何ですか（1 つ）

モジュール２　価値観と被害者への対応

所要時間

1 時間 10 分

目的

このモジュールでは、参加者が自らの態度や姿勢、信念、先入観などについて自覚し、それが犯罪被害者への対応にどのように影響するかを理解できるようにすることを目的とします。

研修内容

1. 価値観について考える（30 分）
2. 自己認識評価（20 分）
3. 価値観と役割（20 分）

学習目標

モジュールの終了時点で、以下のことができるようになることを目指します。

- 自分自身の価値観や道徳観、倫理観について明確に述べる
- 支援提供者の態度や姿勢、信念が、犯罪被害者への対応にどのように影響するかについて明確に述べる

備品と教材

- 暴行被害者のエピソード（注：「シナリオ　暴行被害者のエピソード」参照。OVC TTAC　犯罪被害者対策室　教育・技術支援センターのホームページから動画のダウンロード可。ただし、英語版。https://www.ovcttac.gov/ethics/presenters_toolbox.cfm）

参加者用ワークシート

- ワークシート 2.1　暴行被害者のエピソード
- ワークシート 2.2　価値観についての自己認識チェックシート
- ワークシート 2.3　DV のシナリオ

インストラクター用ワークシート

- ワークシート 2.2　価値観についての自己認識チェックシートシート（インストラクター用）

準備

- 暴行被害者のエピソードを見る
- 価値観についての自己認識を見直す

モジュールの導入

視覚資料 2－2 を見せて、モジュールの目標について簡単に説明します。

1. 価値観について考える（30 分）

視覚資料 2－3 を見せて、支援提供についての重要なポイントを説明します。

- 犯罪被害者に対して良質な支援を提供できるかどうかは、支援提供者の人となり、道徳的指向、被害者支援提供者の主観的な信念や意見など、多くの要素にかかっている
- 被害者支援の要は、支援提供者と犯罪被害者との関係にある
- したがって、支援提供者の個人的価値観とその価値観の土台にある倫理的規範は、両者の関係性において支援提供者が犯罪被害者に働きかける際に直接的な影響を及ぼす

視覚資料 2－4、2－5 を見せながら、参加者に次の 3 つのポイントを押さえて価値観と被害者への対応について考えていくことを説明します。

- 個人的な価値観と職業上の価値観の違い
- 自分自身の個人的な価値観についての自己認識の重要性
- 個人的な物の考え方が支援の提供を妨げないようにすること

視覚資料 2－6 を見せて、次のアクティビティを導入します。

アクティビティ――価値観、道徳、倫理とは何か？

1. 参加者に価値観とは何かを質問し，答えをフリップチャートに書き出します。(2 分)
2. 参加者に道徳とは何かを質問し、答えをフリップチャートに書き出します。(2 分)
3. 参加者に倫理とは何かを質問し、答えをフリップチャートに書き出します。(2 分)

視覚資料 2－7 を見せながら、この研修では目的に即して、価値観、道徳、倫理観について、このような定義を使うことを説明します。

視覚資料 2－8 を見せて、被害者支援提供者の人となり、責任感、個人的な見解についての重要なポイントを説明します。

- 被害者支援提供者は、道徳的に良い人間とはどんな人間かについての自分自身の定義を理解していることが重要である
- 被害者支援提供者は、自らの個人的な価値観が困難な状況への対応に影響を及ぼしたり、宗教的信念が判断に影響を及ぼしたり、個人の権利に関する考え方が、より幅広い正義の原則と対立する場合があることを理解しなければならない
- 被害者支援提供者はまた、困難な状況に直面した場合に、自らの価値観に基づいて行動し、自らの個人的な倫理観を守る心構えができているかどうかを理解しなければならない
- 個人的な価値観を評価するにあたっては、行動の必要性に対する自覚をもつこと、適切な行動方針を決めること、そしてそれをやり抜くための精神的・知的な責任感をもっていることが重要な要素となる
- 職業上の価値観と個人的な価値観は、どちらも同じ基本的な願望（害を及ぼさない、他人を助けたい、より良い世界を作りたい）に基づいているが、何を第一に置くかや中身は異なる
- 被害者支援提供者の個人的な価値観と職業上の価値観との間に何らかの矛盾があると、倫理的な意思決定プロセスに影響を及ぼし、特定の状況において効果的な支援を行う能力を損なう場合がある
- 個人的な価値観を適切に認識し、扱わなければならない。支援提供者の人となり、責任感、モチベーション、個人的な見解はすべて倫理的な意思決定プロセスのきわめて重要な構成要素となる

視覚資料 2－9 を見せて、次のアクティビティを導入します。

アクティビティ――暴行被害者のエピソード

1. 参加者用マニュアルのワークシート 2.1「暴行被害者のエピソード」に目を通し、これから見るエピソードの背景を読むように指示します。
2. 「暴行被害者のエピソード」（注：「シナリオ　暴行被害者のエピソード」参照。OVC TTAC　犯罪被害者対策室　教育・技術支援センターのホームページから動画のダウンロード可。ただし、英語版。https://www.ovcttac.gov/ethics/presenters_toolbox.cfm）を見せます。
3. 参加者にワークシートの質問に答えるように指示します。（5 分）

視覚資料 2－10 と 2－11 を見せて、それぞれの質問について全体で話し合います。（10 分）

2. 価値観についての自己認識チェック（20 分）

視覚資料 2－12 を見せて研修内容を導入します。

視覚資料 2－13 を見せて、次のアクティビティを導入します。

アクティビティ――価値観についての自己認識チェック

これから自分たちの価値観や信念に関してくわしく見ていくことを話します。ここでは正しい答えも間違った答えもないことを強調するようにします。

1. 参加者用マニュアルのワークシート 2.2「価値観についての自己認識チェックシート」を使って、自己評価を行うように指示します。（5 分）
2. 参加者の話したいトピックについて話し合いを行います。ワークシート 2.2「価値観についての自己認識チェック」（インストラクター用）を参照しながら話し合いを進めます。（10 分）

3. 価値観と役割（20 分）

視覚資料 2－14 を見せて研修内容を導入します。

視覚資料 2－15 を見せて、次のアクティビティを導入します。

アクティビティ――DV のシナリオ

1. 参加者用マニュアルのワークシート 2.3「DV のシナリオ」のページを開くように言います。
2. 視覚資料 2－16 を見せる。4 つのグループに分け、各グループに 1 つの役割を割り当てます。
3. 各グループがそれぞれの役割に応じてシナリオに対応することを説明します。
4. グループごとにシナリオを読み、対応を考えるように指示します。（10 分）
5. 各グループにそれぞれの役割に応じた対応を発表してもらいます。（1 グループ 5 分、全体で 20 分）
6. 視覚資料 2－17 を見せ、そこにある質問を使って話し合いを行います。（10 分）

視覚資料 2－18 を見ながら、このモジュールの目標をふり返ります。

ワークシート 2.1

暴行被害者のエピソード

シナリオ

ジュリア・サリバンは警察の被害者担当官。ジュリアは、暴行による傷害の治療のためにシャーロット・トンプソンを病院の救急医療室に連れて行った。

シャーロット・トンプソンはこれまでにも身体的・性的暴行を受けたことがあり、ジュリアはシャーロットのことを知っている。前年、シャーロットは裁判の進行中に、暴行を受けたという訴えを撤回している。

ジュリアはシャーロットの治療にかかる医療費にあてるため、賠償金請求の書類を作成している。

質問

- このエピソードにどんな感想をもちましたか？

- もしこのクライエントに関わるとした場合、懸念やためらいはありますか？

- そう感じるのは、あなたのどのような価値観によるのでしょうか？

- あなたの感情は、シャーロット・トンプソンとの職業上の関係にどのような影響を及ぼすでしょうか？

- シャーロットの利益を最優先にするためにはどうしたらいいでしょうか？

考えてみよう

これまでに担当した困難な被害者は、どんな人でしたか。あなたはその被害者にどのように対応しましたか。

ワークシート 2.2

価値観についての自己認識のチェックシート*

次の 5 つの質問はあなた自身の価値観、物の考え方、信念を確認する助けになるものです。各質問に対して、まったく反対からまったく賛成までの 5 段階のうち一番自分の気持ちに近いところに○をしてください。

ここでは正しい答えも間違った答えもありません。このワークシートの目的は、自分の価値観や物の考え方、信念について意識することによって、クライエントへのより良い支援を可能にすることにあります。

1. 被害者支援のように他人を援助する仕事に就く者は、被害者との間に個人的な関わりをもたないように努めるべきである。

まったく反対	やや反対	どちらともいえない	やや賛成	まったく賛成
1	2	3	4	5

2. 被害者支援提供者は、スピリチュアルな力を行動や考えの指針とすべきだ。

まったく反対	やや反対	どちらともいえない	やや賛成	まったく賛成
1	2	3	4	5

3. 女性が暴力的になることはめったにない。

まったく反対	やや反対	どちらともいえない	やや賛成	まったく賛成
1	2	3	4	5

4. 上司の指示より被害者のニーズを優先すべきときがある。

まったく反対	やや反対	どちらともいえない	やや賛成	まったく賛成
1	2	3	4	5

5. 職業的な支援を行う際の相手との関係は文化や人種によって左右されてはならない。同じ人間としての共通性のほうが違いよりずっと大きい。

まったく反対	やや反対	どちらともいえない	やや賛成	まったく賛成
1	2	3	4	5

* この評価表は被害者支援オンライン（VAT Online）http://www/ovcttac.gov/vatonline の評価表をもとに作成した。

ワークシート 2.2（インストラクター用）

価値観の自己認識チェック

ステートメント１　被害者支援提供者のように他人を援助する仕事に就く者は､被害者との間に個人的な関わりを過度にもたないように努めるべきである。

考慮すべきポイント

- 「個人的な関わり」とは、クライエントに対して親密に、または礼儀正しくふるまうことを意味すると考える人もいる一方で、被害者支援提供者が仕事の範囲を越えて支援を行う目的で、クライエントの個人的な人間関係について聞くために夜間に誰かの自宅に電話をかけるといったことを意味すると考える人もいます。
- クライエントと恋愛関係になるのは非倫理的であることは明白ですが、クライエントと食料品の買い物に行くことや、クライエントが仕事の面接に行くときに子守をしてあげることはどのように位置づけるべきでしょうか？
- 一見したところ思いやり深く、心からの善意に基づく行為であっても、被害者支援提供者やクライエント、関係機関にとって重大な結果を招く場合があります。
- 支援提供者とクライエントの関係の親密性、被害者支援提供者のもつ「世話をする人」としての役割、クライエントの脆弱性などにより、クライエントとの個人的な関わりが不適切なレベルにまで発展する可能性があります。
- クライエントとの不適切な感情的関わりは、客観性を減じさせ、倫理的な意思決定プロセスに悪影響を及ぼす可能性があります。
- 「クライエントの最大の利益のために」行動するには、どんな状況にあっても職業的な境界線（バウンダリー）を踏み越えないことが大切です。

被害者支援を可能なかぎり最善の形で提供するためにはどうすべきか？

クライエントとの関わりが過度に個人的かどうかを見きわめるには？

- 倫理基準に基づく職業上の境界線を守ることで、過度に個人的な関わりをもたないようにすることができます。そうした境界線を決めてそれを守ること。自分の行動を、そうした倫理基準に基づいて評価することが大切です。
- クライエントとの関係が、自分の家族や友人との関係に似てきたと感じたら、それは職業的な境界線を踏み越えているからかもしれません。この先どう対処すべきか、上司のアドバイスを求めてみましょう。

不安な点があるときには、クライエントとの具体的なやりとりや関係について、同僚との間で頻繁に意見交換をすることが役に立ちます。

ステートメント２　被害者支援提供者は､スピリチュアルな力を行動や考えの指針とすべきだ。

考慮すべきポイント

- ある人の宗教的／スピリチュアルな信念は、その人の個人的アイデンティティの中心をなしている場合があります。そうした信念はその人の道徳観や価値観を形づくり、したがって被害者支援提供者とクライエントとの相互関係に影響を及ぼす可能性があります。
- 被害者支援提供者は所属機関の任務の遂行に全力をあげなければならず、自分自身のスピリチュアルな信念が、所属機関の目的と対立するような状況があることを自覚する必要があります。たとえばその人は、思いやりとは「常に他者を第一に考え、助けが必要な人を助けること」だとするスピリチュアルな信念をもっていて､そこから､「お金を必要としている人がいれば、どんな状況であってもその人にお金を渡すことが義務である」との考えが生まれるかもしれません。しかしこれは、被害者支援において守るべき倫理基準と対立するものです。
- 被害者支援提供者が宗教的／スピリチュアルな実践に関わったり、自らの信念を職業上のアイデンティティに組み込むことには何ら問題はありません。ただし、そうした信念が及ぼす影響について自覚をもつことが必要です。

被害者支援を可能なかぎり最善の形で提供するためにはどうすべきか？

- あなたには雇用契約によって、あなたの職場の倫理基準を順守する義務があります。あなた自身の宗教的／スピリチュアルな信念と職業上の倫理基準とが対立する可能性があることを常に頭に入れておくことが必要です。
- ある特定のケースが非常に大きな道徳的葛藤を引き起こし、解決が困難な場合には、そのケースから外れることが最善の策である場合もあります。

ステートメント３　女性が暴力的になることはめったにない。

考慮すべきポイント

- 固定観念や一般化は、クライエントやクライエントと関係のある人にマイナスの影響

を及ぼす可能性があります。こうした偏見に気づいて、それを取り除くことが必要です。

- 固定観念をもつことは、クライエントの示す特徴についての正確な評価を妨げ、適切な治療やカウンセリングが受けられないということにもなりかねません。たとえば、暴力的傾向をもつ女性がいた場合、その傾向が実は治療的介入を必要とする症状である可能性もあるのです。
- この場合、「暴力的な女性」の被害者のことも考える必要があります。こうした固定観念が、女性から暴力を受けている男性のクライエントに対してどんな影響を及ぼすかを考えてみましょう。固定観念をもった支援提供者は、こうした被害者に対して十分に共感できない場合があります。また、母親が主たる虐待者である児童虐待のケースでも、子どもを父親ではなく、母親の保護下におくべきだと無条件に考えてしまうかもれません。

被害者支援を可能なかぎり最善の形で提供するためにはどうすべきか？

- クライエントの評価にあたっては、固定観念や一般化を排して、あくまでも個別のケースごとに行うようにします。
- クライエントの第一印象を大切に。クライエントと最初に出会ったときにどんなことを感じたかを思い起こしましょう。
- 自分に偏見があると気づいたら、ためらわずにその問題を上司か同僚と話し合いましょう。話しにくいと感じるかもしれませんが、クライエントのために最善を尽くすよう行動することが大切です。

ステートメント４　上司の指示より被害者のニーズを優先すべきときがある。

考慮すべきポイント

- 被害者支援提供者が倫理的な責任を果たすためには、クライエントに対する倫理的義務と所属機関に対する倫理的義務の両方を同時に認識することが必要です。
- たとえ被害者支援提供者が十分な経験を積み、適切な倫理基準を認識し、自分がクライエントの最大の利益のために行動しているという自信をもっていても、上司からそれが最善策かどうか、疑問視される可能性があります。そうした場合、上司の意見が非倫理的なものに思われることもあります。
- 上司に意見されたとき、倫理的な行動をとるには、クライエントのニーズを優先し、

上司を無視するのがベストだと考えてしまうかもしれません。しかし、そうした行動をとれば、所属機関内に緊張を生じさせる可能性があります。

- 所属機関のスタッフ間のあつれきや対立を解消し、連携を形成することは、時に困難を伴うものの、最終的にはクライエントの利益となる倫理的目標であり、何よりも優先すべきものです。

被害者支援を可能なかぎり最善の形で提供するためにはどうすべきか？

- クライエントとの間で、同僚についての議論はしないこと。
- その機関の任務を支えていくためには、クライエントに対して「統一戦線」をとることが重要です。
- 職員の間に意見の相違がある場合には、クライエントと今後の計画について話し合う前に、適切な第三者に調停者となってもらうことが必要です。それによって異なる考え方を第三者の前で明らかにし、その人に客観的判断を下してもらうことが可能になります。

ステートメント 5　職業的な支援を行う際の相手との関係は文化や人種によって左右されてはならなない。同じ人間としての共通性のほうが違いよりずっと大きい。

考慮すべきポイント

- 人種と文化は人間の個人的な経験と世界観の中心をなすものです。被害者支援提供者はあらゆるクライエントとの関わりにおいて、人種的・文化的な側面にセンシティブなアプローチをとる義務を負っています。
- 被害者支援提供者とクライエント両者の人種と文化は、被害者支援提供者－クライエント間の力学に影響を及ぼす可能性があります。
- 被害者支援提供者－クライエント間で、両者の人種／文化が同一の場合しか有益な関係が築けないと考えるべきではありません。
- 多様な人種的・文化的背景をもつ人々と関わりにおいて、「肌の色を意識しない（color-blindness）」態度をとることは、必ずしも最良の方法ではありません。
- 「肌の色を意識しない」態度をとることは、次のような結果をもたらすと指摘する人もいます。
    - クライエントと感情的に親密な関係を築くうえで重要な「結びつき」が醸成

される

- 異なる文化のもつ独自の特徴をすべて理解するという達成不可能な問題を回避できる
- 自分とは異なる人種的・文化的背景をもつ人を理解しようとするときに固定観念に陥ることを避けられる

- 以上の点には一定の真理が含まれていると言っていいでしょう。けれども人種的・文化的差異に対して目をふさぐという一貫した基準をもつことは、クライエントの大きな不利益につながる可能性をはらんでいます。

被害者支援を可能なかぎり最善の形で提供するためにはどうすべきか？

- 支援を提供するクライエントの人種的・民族的な背景について理解を深めるように努めましょう。そのためには、経験豊富な同僚と話し合ったり、ある特定のコミュニティのメンバーと話をしたりすることが役立ちます。
- ある特定の人種や文化の一員としてどんな体験をしてきたか、一人ひとりのクライエントの話をよく聞き、それを認めることが大切です。
- 同じ人種や文化に属していても、個々の体験は異なる可能性があることを頭に入れておきましょう。

自分自身の人種的・文化的アイデンティティを理解し、クライエントとの関係に影響を及ぼしそうな要素は何かを認識しておきましょう。

シナリオ

暴行被害者のエピソード

支援者：あなたがまたこんな目あうなんて、とても心が痛みます。

被害者：タバコが吸いたいわ。持ってる？

支援者：いいえ、それに、この建物は禁煙のはずです。襲われた時のことを話すのは辛いと思いますが、私はなんとかあなたの助けになりたいと思っています。
まず、この書類に記入しましょう。シャーロット、ソーシャルセキュリティー番号と住所を教えてもらえるかしら？　聞いてるの、シャーロット？

被害者：（住所は）ベルトライン通りとサミット通りの交差点ということにしといてよ。

支援者：襲われた場所ってこと？

被害者：ええ、なんか問題ある？

支援者：ここでやるべきことをやったら、あなたをどこに連れていったらいいかしら？

被害者：ベルトライン通りとサミット通りの交差点だって言ってるでしょ！

支援者：あなたを襲ったのは誰？　何があったのか聞かせてくれる？

被害者：わかんない。覚えてないわ。

支援者：何があったか話すのは辛いとは思いますが、この書類を書いて出すと、治療費の一部をもらえるようにできるんです。

被害者：わかんないってば！（せせら笑いながら）あそこにいるのがどんなかって、あんたは何にもわかってないのよ。

支援者：ええ、わからないわ。でもね、あなたがもうこんな目に合わないように力になりたいと思っています。ちゃんとした食事と寝泊まりできる場所がある施設に紹介できるわ。

被害者：あんたみたいな連中は、なんにもわかってないのよ！　あんたたちはコカイン中毒者のことなんかどうなったっていいと思っているんでしょ。こんな目にあったのがあたしであんたじゃないのは、あんたが金をもっているからよ！　金さえあれば、あたしだってちゃんとやっていけるのよ。

モジュール３　被害者支援サービスにおける倫理

所要時間

1 時間 45 分（オプションの研修 30 分を含む）

目的

このモジュールでは倫理の概念と、全米被害者支援基準協会（NVASC）が作成した「被害者支援プログラムおよび援助者のための倫理基準」を紹介することを目的とします。

研修内容

1. 倫理について考える（30 分）
2. 全米被害者支援基準（75 分）
3. 倫理的な組織（30 分）（この研修は時間に余裕があるときのみ行うこと。）

学習目標

モジュールの終了時点で、以下のことができるようになることを目指します。

- ある人が倫理的に問題のある行動をとっていることを認識する
- NVASC の「被害者支援プログラムと援助者のための倫理基準」のうち、少なくとも 1 つあげ、それが自分の所属機関以外の組織でどのように使われているかを述べる
- 倫理と基準を組織文化の一部とするための方法を少なくとも一つあげる

備品と教材

とくに必要なものはなし。

参加者用ワークシート

- ワークシート 3.1　その行動は倫理的？
- ワークシート 3.2　関連のある NVASC の基準を見つける
- ワークシート 3.3　NVASC 被害者支援プログラムおよび提供者のための基準

インストラクター用ワークシート

- ワークシート 3.2　関連のある NVASC の基準を見つける（インストラクター用）

準備

- 「その行動は倫理的？」のアクティビティの 5 つのシナリオに目を通しておく
- 「関連のある NVASC 基準を見つける」のアクティビティのために、6 つのシナリオとシナリオについての話し合いを見直す
- 「関連のある NVASC 基準を見つける」のアクティビティのために、各シナリオごとにフリップチャート 1 枚を用意して、シナリオのタイトルを書いておく（例:「スーとコニー」）

モジュールの導入

視覚資料 3－2 を見せて、モジュールの目標を説明します。

1. 倫理について考える（30 分）

視覚資料 3－3 を見せて研修内容を導入します。

視覚資料 3－4 を見せて、次のアクティビティを導入します。

アクティビティ――その行動は倫理的？

1. 参加者用マニュアルワークシート 3.1「その行動は倫理的？」に目を通すように指示します。
2. 全体を 5 つのグループに分け、各グループにシナリオの 1 つを割り当てます。
3. 各グループに、割り当てられたシナリオを読んで、被害者支援提供者が倫理的に行動しているかどうか、またその理由は何かを考えるように指示します。話し合いに 5 分とります。
4. 各グループに話し合いの内容を発表してもらいます。（1 グループ 5 分）
   - 被害者支援提供者は倫理的に問題のある行動をとっていないだろうか？
   - その理由は何か？
5. フリップチャートにシナリオの番号、被害者支援提供者の名前、各グループの出した答えとその理由を書き出します。
6. NVASC 基準について学んだあとに、再度このシナリオをふり返ることをアクティビティの最後に参加者に伝えます。

視覚資料 3−5 を見せて、次のポイントについて説明します。

- 歴史を通じて、哲学者や教師はどんな人間行動がもっとも価値があり、善悪の区別はどこにあるかについて考えてきた
- 人間社会は価値観に基づく道徳原則の体系を発展させてきた
- 価値観とは、人間が相互にどのようにふるまうべきかを示したものである
- 道徳原則とは倫理の基礎になるものである
- 倫理とは人間行動の指針となる善悪の基準のことである
- 倫理の始まりは古代、医者と法学者という職業が誕生したときにさかのぼる
- 被害者支援はもともと草の根運動として始まったが、現在は確立した専門職となっている

視覚資料 3−6 を見せて、次のポイントについて説明します。

職業の倫理規定には次のような目的があります。

- その職業の信用を保護する
- 人々が不当な扱いを受けないように守る
- より優れた信頼できる職業実践を実現する

視覚資料 3−7 を見せて、次のポイントについて説明します。

被害者支援の倫理規定の基礎は、以下のことにあります。

- クライエントの自律性、プライバシー、自己決定
- 客観性の維持と不当な扱いの回避
- 誠実さとサービスの公平さ
- 相手への思いやりと敬意

- 社会的責任と秘密保持
- 自分の能力の範囲を超えない

2. 全米被害者支援基準（75 分）

視覚資料 3－8 を見せて、研修内容を導入します。

ここでは NVASC の倫理基準について、そして被害者支援提供者および管理者がこの基準をどのように使うべきかについて学ぶことを説明します。

視覚資料 3－9 を見せて、次のポイントについて説明します。

- 被害者支援は草の根運動として始まったが、現在は専門職となっている
- この分野には幅広く多様な個人と組織が関わっている
- 被害者支援サービスは司法の実践の全領域にわたるものである

視覚資料 3－10 を見せて、次のポイントについて説明します。

- 領域の拡大に伴い、被害者支援提供者により大きな責任が求められるようになった
- この領域は価値のある、信頼できるものであり、必要性の高いサービスを提供していると見なされている
- こうした要請に応え、被害者支援の専門的な基準を作成するために全米被害者支援協会（NVASC）が創設された

視覚資料 3－11 を見せて、次のポイントについて説明する。

- NVASC は 2000 年、アメリカ司法省犯罪被害者局により、被害者支援の分野におけるモデルプログラム、専門的能力、倫理的行動基準を開発・作成するという明確な目的のもとに設置された

- NVASC は同様の職種における既存の基準を調査し、被害者支援の分野での意見調査を行い、被害者支援専門家の中心を占める代表的かつ多様な人々の専門知識や経験から学んだ
- この活動の成果が「NVASC 被害者支援プログラムと援助者のための基準」であり、これはサウスカロライナ大学ソーシャルワーク学部児童・家庭研究センターによって出版された
- NVASC の倫理基準のモデルに基づき、被害者支援にかかわる専門家が日常業務で直面する多くの倫理的ジレンマを確認、分析、解決するための助けとなることを目的として『被害者支援サービスにおける倫理』という本が書かれた。この研修は、本書に基づいて開発されたものである

視覚資料 3－12 から 3－17 までを見せ、NVASC 基準について話し合います。

視覚資料 3－18 を見せて、次のアクティビティを導入します。

アクティビティ――あなたの所属機関と NVASC 基準

1. 参加者に自分と違う組織で働く人とペアになってもらいます。ワークシート 3.3「NVASC 被害者支援プログラムと援助者のための基準」を使って、参加者に倫理基準の 3.1－3.10 までを読むように指示します。
2. 各参加者に基準を 1 つ選ぶように言い、ペアになった相手と次のことを話し合うように指示します。
   - 自分が選んだ基準について説明する
   - その基準が自分の組織での業務にどのように適用できるかを説明する

5－10 分話し合います。

3. 何人かの参加者に、自分がどの基準を選んだか、それが自分の職場での業務にどのように適用できるかを話してもらいます。

視覚資料 3－19 を見せて、次のアクティビティを導入します。

アクティビティ――関連する NVASC 基準を見つける

1. NVASC 倫理基準を読み、それをある特定のシナリオに適用するアクティビティであることを説明します。
2. 参加者マニュアルのワークシート 3.2「関連のある NVASC 基準を見つける」を見るように言い、そこに 6 つのシナリオが書かれていることを確認します。ワークシート 3.3「NVASC 被害者支援プログラムと援助者のための基準」に NVASC 倫理基準が掲載されていることを説明します。
3. 参加者を 6 つのグループに分けます。
4. NVASC 倫理基準を読み、グループごとに割り当てられたシナリオにどの基準が当てはまるかを考えるように指示します。（15 分）
5. 各グループに、割り当てられたシナリオについて次のことを報告してもらいます。（1 グループ 5 分、全体で 30 分）
   - 各シナリオについて、そのグループの誰かにシナリオを読み上げ、関連のある NVASC 基準はどれかをあげてもらう
   - シナリオごとに、フリップチャートに関連のある NVASC 基準を書き出す
   - それ以外に追加する基準があれば出してもらう
   - ワークシート 3.2「関連のある NVASC 基準を見つける」（インストラクター用）にあげてある基準がもれていたら、それも追加する

視覚資料 3－20 を見せ、「その行動は倫理的？」のアクティビティを思い起こしてもらいます。そのアクティビティで、シナリオの番号、被害者支援提供者の名前、各グループの出した答えとその理由を書き出したフリップチャートをもう一度見ます。各シナリオについて、視覚資料 3－20 にあげてある質問を使って話し合います。

状況によっては黒白がつけがたい「グレーゾーン」がある場合も多いこと、NVASC 基準はあくまで指針にすぎないことを説明します。

各シナリオで話し合うべき重要なポイントは次のとおり。

シナリオ 1　ベティ
ベティは客観性と職業的判断の妨げになるおそれのある二重関係を回避するために、できるかぎり努力すべきである。
基準 3.8

シナリオ 2　マーシャ
マーシャはジーンが自己決定権をもつことと、自分が法的問題に関して助言するべきではないことを理解する必要がある。
基準 1.1 と 3.4

シナリオ 3　ケビン
たとえばクライエントに自殺願望があるときや、警告義務があるときには守秘義務の例外が認められる。ケビンはあらかじめハイディに、秘密保持に例外があることを知らせておくべきだった。
基準 3.5

シナリオ 4　レベッカ
レベッカは自分の限界を認識し、適切な外部の専門家に照会すべきである。専門的能力をもつことには、規定の責任の範囲内にとどまることも含まれる。レベッカは、自分に人種的偏見があると思われるのではないかという不安が、自分の決断を左右したかどうかを考える必要がある。もしそうであれば、それも一種の差別だといえる。
基準 1.4 と 3.9

シナリオ 5　ジェフ
秘密保持とはその被害者に関する書類と、それ以外のあらゆる情報の秘密を守ることを意味する。
基準 3.5

3. 倫理的な組織（30 分　時間に余裕があるときのオプション）

視覚資料 3－21 を見せて研修内容を導入します。

視覚資料 3－22 を見せて、次のアクティビティを導入します。

アクティビティ――倫理的な組織を作る

1. 参加者を 4 つのグループに分けます。
2. 各グループで､倫理と NVASC 基準が守られた組織文化を作るにはどうしたらいいか、思いつくアイディアを出し合うように指示します。（10 分）
3. 各グループに出た意見を発表してもらい､それをフリップチャートに書き出します。（1 グループ 5 分、全体で 20 分）
4. 出されたアイディアをふり返り、次にあげる方法が出ていなかったら追加します。
   - 自分の組織に特化した倫理基準を作成する
   - 現場研修を実施する
   - 倫理基準をオフィスに貼り出す
   - 同僚同士でのコンサルティングを奨励する
   - 上司によるコンサルティングを奨励する
   - ミーティングで関連する記事や本について取り上げ、職員の知識を増やす
   - 提携機関との間に良好で敬意と見識に基づく関係を築くために率先して行動する
   - 職員のためにテープや本などの資料ライブラリーを作る
   - ミーティングで倫理的ジレンマを含むケースを取り上げ、倫理基準を使って数分間話し合いをもつ
   - 職員の専門的能力育成のための機会を積極的に作る

モジュールの結び

視覚資料 3－23 を見せて、モジュールの目標をふり返ります。

ワークシート 3.1

その行動は倫理的？

シナリオ 1

暴力的な夫と別れたいと思っているジョーは、地元の DV 被害者シェルターに身を寄せようとする。だがここ 2 週間、定員一杯の状態が続いているため、ジョーは被害者支援提供者であるベティに、一時的に滞在できる場所を探してほしいと頼む。ベティは友人のアパートに空き室があることを思い出し、ジョーと 2 人の幼い子どもたちが問題が解決するまでの間そのアパートに住めるよう、友人と交渉した。

シナリオ 2

被害者支援提供者のマーシャは、ストーキングの被害者であるジーンを担当している。そのストーカーは職場のデータベースを利用してジーンの財務記録に不正にアクセスしていたため、ジーンはその男の雇用主を訴えたいと思っていた。マーシャはジーンに、「裁判は大きなストレスになるので、今は訴えないほうがいい。まず自分が立ち直ることに集中すべき」とアドバイスした。

シナリオ 3

被害者支援提供者のケビンは数ヵ月前から、恋人から暴力を受けて別の町に引っ越したハイディを担当している。ハイディはケビンに自分の住所と電話番号を誰にも教えないように頼んでいた。ある日、ケビンのもとにハイディから電話があり、彼女は疲れ切った声で自殺を考えていると明かしたうえで、誰にも言わないでほしいと懇願した。ケビンは、自殺願望のある者については通報義務があることを説明し、彼女の連絡先を警察に知らせると告げた。

シナリオ 4

心理学の学位をもつ被害者支援提供者のレベッカ（白人）は、現在担当しているアフリカ系アメリカ人の被害者ショーナが薬物乱用者であることを知る。ショーナは何週間もの沈黙ののち、ようやくその事実をレベッカに明かし始めたのだった。レベッカがショーナに薬物乱用問題専門のカウンセラーに会うか、薬物依存から回復するための「12 ステップ」プログラムについて調べるように助言すると、ショーナは自分が黒人なので手を引きたいのだろうとレベッカを非難する。レベッカはそれを否定し、この先もずっと担当者として力になると約束する。レベッカは、今までの経験があればショーナの薬物乱用問題を解決できると考えたのだった。

シナリオ 5

ジェフは警察の被害者支援提供者として長時間働き、家にも仕事を持ち帰る。妻と 2 人の思春期の娘と夕食をとったあと、キッチンのテーブルで書類の作成作業を数時間行うのが日課となっている。

ワークシート 3.2

関連のある NVASC 基準を見つける

シナリオ――スーとコニー

レイプ被害者擁護機関のスタッフ、スーはレイプ被害者のコニーを支援するために救急医療室に呼ばれる。コニーは警官のいる前でレイプの状況の詳細を話すことをためらったため、警官は席を外すことに合意し、あとでスーにコニーの話を詳細にわたって報告するよう求めた。スーの所属機関の方針によれば、彼女はこの要請を断るべきである。警官の言うとおりにすれば、事件が法廷に持ち込まれた場合にスーは証人として召喚されることになる可能性があるからだ。

シナリオ――ジューンとアベール

大都会の警察で被害者支援コーディネーターとして働いているジューンは、若いスーダン人移民のアベールにとても好意をもっていた。アベールは恋人に自分の娘を殺すと脅され、警察に届け出たのだった。だがやがてジューンは、アベールが重度のメンタルヘルス上の問題を抱えていて、家族の力関係がそれを悪化させていることに気づく。ジューンはアベールが自分の怒りと向き合い、それらの問題が娘に悪影響を及ぼすおそれがあることを理解するために、セラピーを受ける必要があると判断する。心理療法士として 10 年の経験をもつジューンは、スーダンの文化についてはほとんど何も知らないものの、自らアベールのカウンセリングを行おうかと考えている。

シナリオ――デビッドとエマ

地方検事のデビッドは犯罪に対する強硬派路線で評価されており、ある政治関連の晩餐会で公職への貢献を表彰された。デビッドが感謝のスピーチを終えたとき、DV 被害者のシェルターで被害者支援提供者として働くエマは、デビッドが支持する「ノードロップ・ポリシー」の正当性を彼が公的な場で主張できるか、問いただすチャンスだと考えた。ノードロップ・ポリシーとは、いったんＤＶの被害届を出すと、被害者の女性は訴えを取り下げることができないというもの。エマの知る最近のケースでは、DV 加害者の男性が妻に対し、もし自分を訴えたら殺すと脅迫していた。妻は必死で訴えを取り下げようとしたにもかかわらず、結局加害者に殺害されてしまったのだ。

シナリオ――リーとリサ

リー・チャンは非営利の人権擁護団体で虐待とネグレクトの被害者を支援する仕事をしている。彼女が担当する 19 歳のリサは東南アジアからの移民で、父親や妹たち、2 人の叔父と叔母と同居している（グリーンカードは誰も持っていない）。リサは祖国で大変な苦難を経験した家族がアメリカで一緒に暮らしていけるようにすることが、自分の務めだと思っている。リサは叔父の一人に性的な虐待を受けたが、被害届を出すことを拒んでいる。届けを出した結果、叔父が国外退去になれば、家族を敵に回してしまうからだ。

シナリオ――カルロッタとイネズ

警察の被害者支援提供者カルロッタは、ヒスパニック系の社会では、ギャング団のメンバーの恋人と別れた若い女性が暴力被害に遭いやすいことを経験からよく知っている。イネズはこの日、元恋人だと思われる人物（確証はない）に銃で襲われた。カルロッタの説得で、イネズは安全な滞在場所が見つかるまで人目につくところへは行かないことを渋々約束する。その日の夕方、カルロッタはイネズがギャング団のたまり場の前にいたところを銃で撃たれて負傷し、病院に運ばれたとの電話を受ける。カルロッタはイネズが約束を破ったことに腹を立て、彼女に会いたくないと考えている。

シナリオ――サムとリトルサイゴン

ベトナム語を話すことができるサムは、地域で暴力被害者の対応にあたっている。アジアからの移民が住むリトルサイゴン地区で殺人事件が起こり、サムが呼び出された。撃たれたのは 10 代の少年で、容疑者は逮捕された。少年の両親が救急医療室に着いたとき、少年の遺体は運び出されようとしていた。両親は、今こちらに向かっている仏教の僧侶が息子の魂を慰める儀式を行うまでは遺体を動かさないでほしいと頼む。その周りには近隣の住民が押し寄せ、ベトナム語で抗議している。だが、担当の警察官はそれを無視して遺体を運び出そうとしている。

インストラクター用ワークシート 3.2

関連のある NVASC 基準を見つける

以下には 6 つのシナリオと、それぞれに当てはまると思われる NVASC の基準、および考慮すべき実際的なポイントをあげてあります。各シナリオを割り当てられたグループがこれらの項目をあげなかった場合には、フリップチャートのリストに加えるようにします。

シナリオ――スーとコニー

レイプ被害者擁護機関のスタッフ、スーはレイプ被害者のコニーを支援するために救急医療室に呼ばれる。コニーは警官のいる前でレイプの状況の詳細を話すことをためらったため、警官は席を外すことに合意し、あとでスーにコニーの話を詳細にわたって報告するよう求めた。スーの所属機関の方針によれば、彼女はこの要請を断るべきである。警官の言うとおりにすれば、事件が法廷に持ち込まれた場合にスーは証人として召喚されることになる可能性があるからだ。

倫理基準	考慮すべきポイント
1.1　支援を提供する状況を理解する	所属機関の方針／州法／召喚される可能性
2.1　同僚や他の専門スタッフ	役割の明確化
3.2　非支援者の利益を最優先する	コニーの不安定な精神状態
3.5　守秘義務	コニーを助けるためにはスーは事実関係を知る必要がある

シナリオ――ジューンとアベール

大都会の警察で被害者支援コーディネーターとして働いているジューンは、若いスーダン人移民のアベールにとても好意をもっていた。アベールは恋人に自分の娘を殺すと脅され、警察に届け出てきたのだった。だがやがてジューンは、アベールが重度のメンタルヘルス上の問題を抱えていて、家族の力関係がそれを悪化させていることに気づく。ジューンはアベールが自分の怒りと向き合い、それらの問題が娘に悪影響を及ぼすおそれがあることを理解するために、セラピーを受ける必要があると判断する。心理療法士として 10 年の経験をもつジューンは、スーダンの文化についてはほとんど何も知らないものの、自らアベールのカウンセリングを行おうかと考えている。

倫理基準	考慮すべきポイント
1.1　法的責任を理解する	アベールの娘の身の安全への懸念
1.4　専門的能力	ジューンが多文化背景をもつクライエントの心理療法に携わった経験をもたないこと
3.2　被支援者の利益を最優先する	アベールが自分の怒りと向き合う必要性
3.8　二重関係	ジューンがアベールに好感をもっていること

シナリオ――デビッドとエマ

地方検事のデビッドは犯罪に対する強硬派路線で評価されており、ある政治関連の晩餐会で公職への貢献を表彰された。デビッドが感謝のスピーチを終えたとき、DV 被害者のシェルターで被害者支援提供者として働くエマは、デビッドが支持する「ノードロップ・ポリシー」の正当性を彼が公的な場で主張できるか、問いただすチャンスだと考えた。ノードロップ・ポリシーとは、いったん虐待の被害届を出すと、被害者の女性は訴えを取り下げることができないというもの。エマの知る最近のケースでは、DV 加害者の男性が妻に対し、もし自分を訴えたら殺すと脅迫していた。妻は何とかして訴えを取り下げようとしたにもかかわらず、結局加害者に殺害されてしまったのだ。

倫理基準	考慮すべきポイント
2.1　同僚や他の専門スタッフとの関係を尊重する	デビッドと地方検察局、被害者支援機関にとって厄介な事態を引き起こす可能性
2.3　被害者に影響を与えるシステムを改善する	公共の場で発言する機会を見出す
3.2　被支援者の利益を最優先する	その地域が採用するノードロップ・ポリシーは DV 被害者に不利益をもたらす可能性がある

シナリオ――リーとリサ

リー・チャンは非営利の人権擁護団体で虐待とネグレクトの被害者を支援する仕事をしている。彼女が担当する 19 歳のリサは東南アジアからの移民で、父親や妹たち、2 人の叔父と叔母と同居している（グリーンカードは誰も持っていない）。リサは祖国で大変な苦難を経験した家族がアメリカで一緒に暮らしていけるようにすることが、自分の務めだと思っている。リサは叔父の一人に性的な虐待を受けたが、被害届を出すことを拒んでいる。届けを出した結果、叔父が国外退去になれば、家族を敵に回してしまうからだ。

倫理基準	考慮すべきポイント
1.4　専門的能力	東南アジアから来た家族の価値観とアメリカの家庭内暴力に対する考え方との不一致
2.3　公益のために力を尽くす	叔父が他の家族にも同様の行為をしている（または今後するかもしれない）可能性
3.2　被支援者の利益を最優先する	リサのために正義と安全性を確保したいというリーの思い
3.4　自己決定権の尊重	叔父の犯罪行為について被害届を出さなかったとしても支援を提供する

シナリオ――カルロッタとイネズ

警察の被害者支援提供者カルロッタは、ヒスパニック系の社会では、ギャング団のメンバーの恋人と別れた若い女性が暴力被害に遭いやすいことを経験からよく知っている。イネズはこの日、元恋人だと思われる人物（確証はない）に銃で襲われた。カルロッタの説得

で、イネズは安全な滞在場所が見つかるまで人目につくところへは行かないことを渋々約束する。その日の夕方、カルロッタはイネズがギャング団のたまり場の前にいたところを銃で撃たれて負傷し、病院に運ばれたとの電話を受ける。カルロッタはイネズが約束を破ったことに腹を立て、彼女に会いたくないと考えている。

倫理基準	考慮すべきポイント
1.3　職業上の行為	常に専門的能力を保つ
1.4　専門的能力	カルロッタの怒りとフラストレーション
3.2　被支援者の利益を最優先する	安全の問題と不安
3.3　被害者に対する非難を回避する	イネズの不適切な判断に対するカルロッタの反応

シナリオ――サムとリトルサイゴン

ベトナム語を話すことができるサムは、地域で暴力被害者の対応にあたっている。アジアからの移民が住むリトルサイゴン地区で殺人事件が起こり、サムが呼び出された。撃たれたのは 10 代の少年で、容疑者は逮捕された。少年の両親が救急医療室に着いたとき、少年の遺体は運び出されようとしていた。両親は、今こちらに向かっている仏教の僧侶が息子の魂を慰める儀式を行うまでは遺体を動かさないでほしいと頼む。その周りには近隣の住民が押し寄せ、ベトナム語で抗議している。だが、担当の警察官はそれを無視して遺体を運び出そうとしている。

倫理基準	考慮すべきポイント
1.4　専門的能力	宗教的信念／儀式と手続きとの不一致
2.1　同僚や他の専門スタッフとの関係を尊重する	遺体は捜査において証拠として扱われる
3.2　被支援者の利益を最優先する	敵対的な群衆と警察の無関心が家族にさらに大きな心の痛手を負わせる

ワークシート 3.3

NVASC 被害者支援プログラムと援助者のための基準

全米被害者支援基準協会（NVASC）作成による

NVASCに関する詳細は www.sc.edu/ccfs/training/victimstandards.pdf. を参照のこと

第 1 節　サービスの範囲

倫理基準 1.1　被害者支援提供者は自分のもつ法的責任とその限界、および支援を提供する環境において自らの行動が及ぼす影響について理解し、法律、規則、方針・指針および被支援者の法的権利に従って任務を遂行すること。

倫理基準 1.2　被害者支援提供者は被支援者との関係や公共広告において、自らの職業上の肩書や資格に正確に対応する行動をとること。

倫理基準 1.3　被害者支援提供者は、高い水準での職務行為の遂行を維持すること。

倫理基準 1.4　被害者支援提供者は、高いレベルの専門的能力を身につけ、維持すること。

倫理基準 1.5　被害者支援提供者は有料のサービスを提供する場合、初回のセッションまたは面接の際に被支援者に料金について知らせること。

第 2 節　コミュニティ内での連携と調整

倫理基準 2.1　被害者支援提供者は同僚や他の専門スタッフとの間に、相互の尊敬と信頼、サービスの向上を促進させる関係を築くこと。

倫理基準 2.2　被害者支援提供者は同僚や他の専門スタッフとの間で知識を共有し、能力を向上させるよう努めること。

倫理基準 2.3　被害者支援提供者は、犯罪被害者に影響を与える制度の改善に貢献し、公益のために力を尽くすこと。

第 3 節　直接的なサービス

倫理基準 3.1　被害者支援提供者は被害者の人権を尊重し、その擁護に努めること。

倫理基準 3.2　被害者支援提供者は被支援者の利益を守ることを第一の責務とすること。

倫理基準 3.3　被害者支援提供者は、被害者に対する非難や、被害者の状況説明に対する疑念、過去の行いに対する非難など、被害者に批判的な感情が伝わる言動を回避すること。

倫理基準 3.4　被害者支援提供者は被害者の自己決定権を尊重すること。

倫理基準 3.5　被害者支援提供者は、被支援者と職務上の関係をもつ前後、あるいはその最中に被支援者本人または他の情報源から得た情報の秘密を守ること。

倫理基準 3.6　被害者支援提供者は支援プログラムあるいは被支援者との利害の対立を回避し、（現在だけでなく将来において）利害対立の可能性がある場合にはそれを開示すること。

倫理基準 3.7　被害者支援提供者は、サービスの続行によって被支援者が恩恵を得られる見込みがないと考えられるときには、被害者との職務上の関係を終了させること。

倫理基準 3.8　被害者支援提供者は被支援者との間に、両者間の職務上の信頼関係を不当に利用し、または被害者支援提供者の客観性や専門的判断を損なう恐れのある個人的関係を結ばないこと。

倫理基準 3.9　被害者支援提供者は、人種／民族性、言語、性別、年齢、性的指向、能力や障害、社会的階層、経済的地位、学歴、配偶者の有無、宗教、居住地、HIV 感染の有無などに基づいて差別しないこと。

倫理基準 3.10　被害者支援提供者は、同僚の被害者支援提供者が犯罪事件や依頼人とのやりとりでトラウマを被った場合、適切な支援を求める機会を提供すること。

第 4 節　管理と評価

倫理基準 4.1　被害者支援提供者は、同僚や専門職（自分自身を含めた）の行為が被支援者に対して不適切である場合や、その職務の名誉を傷つけるものである場合、適切な関係当局に報告すること。

モジュール４　倫理的意思決定のための標準的プロセス

所要時間

1 時間

目的

このモジュールでは、倫理的意思決定のための標準的プロセスとその使い方を参加者に理解してもらうことを目的とします。

研修内容

1. 意思決定プロセス（25 分）
2. 起こりがちな倫理的問題（35 分）

学習目標

モジュール終了時点で、以下のことができるようになることを目指します。

- 標準的な意思決定プロセスのステップを言うことができる
- 倫理的ジレンマに直面したとき、標準的な意思決定プロセスを使う

備品と教材

被害者の情報開示にまつわるエピソード（注:「シナリオ　被害者の情報開示にまるわるエピソード」参照。OVC TTAC　犯罪被害者対策室　教育・技術支援センターのホームページから動画のダウンロード可。ただし、英語版。https://www.ovcttac.gov/ethics/presenters_toolbox.cfm）

参加者用ワークシート

- ワークシート 4.1　意思決定プロセス

- ワークシート 4.2　被害者の情報開示にまつわるエピソード
- ワークシート 4.3　よくある倫理的問題

参加者用プリント

プリント 4.1　意思決定プロセス　ステップ 1−6（1 人に 1 枚ずつ）

準備

- 被害者の情報開示にまつわるエピソード（注：「シナリオ　被害者の情報開示にまつわるエピソード」参照。OVC TTAC　犯罪被害者対策室　教育・技術支援センターのホームページから動画のダウンロード可。ただし、英語版。https://www.ovcttac.gov/ethics/presenters_toolbox.cfm）を見る
- 「生じるメリット」という見出しをつけたフリップチャートを用意する。この紙は意思決定プロセスの研修で用いる

モジュールの導入

視覚資料 4−2 を見せて、モジュールの目標を説明します。

1. 意思決定プロセス（25 分）

資格資料 4−3 を見せて研修内容を導入します。

これからすることを説明します。

- 意思決定プロセスについて簡単に説明する
- 被害者の情報開示にまつわるエピソードを見せる
- エピソードの場面で意思決定プロセスをどのように使ったらいいかを示す

参加者に次の質問をします。

> 倫理的ジレンマに直面したとき、標準的な意思決定プロセスを使うことで生じるメリットは何だと思いますか？

出された答えをフリップチャートに書き出します。

5 分間話し合います。

参加者にワークシート 4.1「意思決定プロセス」を見るように指示します。

視覚資料 4−4 を見せて、6 つのステップからなる意思決定プロセスについて簡単に説明します。

1. 事実関係を把握する。すべての関連文書と法律に目を通し、すべての情報源を確認する
2. 関連する基準と実際に考慮すべきポイントを特定し、倫理基準と考慮すべきポイントがどこで対立するかを見きわめる
3. ブレインストーミングによって、とりうる行動とその結果をそれぞれ少なくとも 3 通り（5 通り以上が望ましい）あげる

4. 同僚または上司に相談する
5. 最善と思われる選択肢を選び、行動に移す
6. 評価する――将来、こうした状況を回避するにはどうすべきか？

視覚資料 4－5 を見せてアクティビティを導入します。

アクティビティ――被害者の情報開示にまつわるエピソード

1. 参加者用マニュアルのワークシート 4.2「被害者の情報開示にまつわるエピソード」を見るように指示します。
2. これから見るエピソードの背景を読むように言います。
3. 被害者の情報開示のエピソードを見せます（注：OVC TTAC　犯罪被害者対策室　教育・技術支援センターのホームページから動画のダウンロード可。ただし、英語版。https://www.ovcttac.gov/ethics/presenters_toolbox.cfm）。
4. 質問する―デボラ・ジャイルズはどんな倫理的ジレンマに直面しているでしょうか？

視覚資料 4－6 を見せる。

これから 6 ステップからなる意思決定プロセスを使って、デボラ・ジャイルズがとるべき最善の行動を見つける方法について説明することを伝えます。

この被害者の情報開示にまつわるエピソードに関連するプロセスが、このセクションの終わりで配布するプリント 4.1「意思決定プロセス　ステップ 1－6」に記されていることを伝えます。

第 1 のステップは事実の把握であることを伝え、以下の情報をわかりやすく説明します。

- ポーリナ・マンテーニャは性的暴行の被害を受けてトラウマを抱える 10 代の少女である
- 警察の事情聴取で、レイプ事件前に性的関係の有無を問われたポーリナは「ない」と答えたが、実際には事件前に一度、兄のルームメイトと性的関係をもっていた。この事実が明らかになれば、司法取引の結果に影響を与える可能性もある

- 検察庁の職員デボラ・ジャイルズには、事件に関係するすべての情報を検察官に伝える義務がある
- 地域で活動する被害者支援提供者は、守秘義務の問題に異なるアプローチをするかもしれない

ほかに追加すべき情報はないか、参加者に質問します。

第 2 のステップは、関連する基準と実際に考慮すべきポイントを見きわめることだと伝えます。

質問する――このエピソードに関連する倫理基準と、それぞれの基準に対して実際に考慮すべきポイントは何ですか？

フリップチャートに答えを書き出します。以下の点が必ず含まれるようにします。

倫理基準	**考慮すべきポイント**
1.1　支援提供システムにおける義務	デボラはポーリナに守秘義務の限界について説明すべきである。
3.2　被支援者の最善の利益	デボラはポーリナにとって何が最善であるかを念頭におき、敬意と礼儀をもって対応しなければならない。
3.5　秘密保持の問題	デボラは検察官に関連情報を報告する義務がある。

第3のステップは、選択肢とその結果についてのブレインストーミングであることを伝え、次の3つの選択肢とその結果をわかりやすく説明します。

1. デボラは、レイプ事件前に性的関係があったことは黙っているようポーリナを説得する。

   プラスの結果――加害者は、自分の犯した罪で最も重い刑を受ける。

   マイナスの結果――デボラは検察官に情報を知らせなかった事実が明らかになった場合、職を失うリスクがある。ポーリナは嘘をついたことに罪悪感を抱くかもしれない。

2. デボラは、ポーリナが明かした事実を誰にも言わないと約束するが、ポーリナに検察官に話すよう促す。

   プラスの結果――デボラは口外しないと約束することでポーリナの信頼を維持できる。またデボラは、ポーリナに意思決定の責任を委ねることで自分が行動する責任から解放されたと感じる。

   マイナスの結果――デボラは検察官に情報を知らせなかった事実が明らかになった場合、職を失うリスクがある。

3. デボラは職務上この情報を秘密にしておくことはできないとポーリナに説明し、事実を伝えるためのプロセスではポーリナに付き添うと申し出る。

   プラスの結果――デボラは検察庁の被害者支援提供者としての義務を果たす。ポーリナは自分の行動に責任をとる。

   マイナスの結果――ポーリナは裏切られたと感じるかもしれない。司法取引に影響が及ぶ可能性がある。ポーリナの信頼性が減じられるため、加害者の刑はおそらく軽減される。

ほかに追加すべき選択肢がないか質問し、答えをフリップチャートに書き出します。

第4のステップは、同僚または上司への相談であることを伝えます。

質問する――自分なら誰に相談しますか？

第5のステップは、最善と思われる選択肢を選び、行動に移すことだと伝えます。

質問する――もっとも倫理的な決断はどの選択肢だと思いますか？　その理由は？

第 6 のステップは、将来こうした状況をどのように回避できるかを見きわめることだと参加者に伝えます。

どうしたらいいと思うか意見を求め、出た答えをフリップチャートに書き出します。

その際、以下の点が必ず含まれるようにします。

> デボラは常に犯罪被害者に対し、最初から真実を語ることが重要であると強調するべきである。またデボラには、検察庁の内部での守秘義務に限界があることを犯罪被害者に理解させる責務を負っている。

このエピソードに意思決定プロセスを適用したことについてどう感じたか、参加者に感想を出してもらいます。

2. 起こりがちな倫理的問題（35 分）

視覚資料 4－7 を見せて研修内容を導入します。

視覚資料 4－8 を見せます。

これらは被害者支援提供者が直面しがちな倫理的問題であることを説明し、ほかにも倫理的問題の例はないか質問します。

視覚資料 4－9 を見せて、次のアクティビティを導入します。

アクティビティ――起こりがちな倫理的問題

1. ワークシート 4.3「起こりがちな倫理的問題」を見るように指示します。
2. 全体を 5 つのグループに分け、グループごとに自分たちが被害者支援提供者として実際に直面した倫理的ジレンマを 1 つあげてもらいます。ワークシート 4.3 を使って、グループごとにその状況、あてはまる倫理基準、ジレンマを解決するのに被害者支援提供者がとりうる行動（複数）を記入するよう指示します。（15 分）
3. 各グループに倫理的ジレンマと解決策（複数）を発表してもらいます（1 グループ 10 分）。共通して出てきたテーマや判断がむずかしい問題に注意を向けさせます。

視覚資料 4－10 を見せて、モジュールの目標についてふり返ります。

ワークシート 4.1

意思決定プロセス

1. 事実関係を把握する。すべての関連文書と法律に目を通し、すべての情報源を確認する

2. 関連する基準と実際に考慮すべきポイントを特定し、倫理基準と考慮すべきポイントがどこで対立するかを見きわめる

3. ブレインストーミングによって、とりうる行動とその結果をそれぞれ少なくとも 3 通り（5 通り以上が望ましい）あげる

4. 同僚または上司に相談する

5. 最善と思われる選択肢を選び、行動に移す

6. 評価する――将来、こうした状況を回避するにはどうすべきか？

ワークシート 4.2

被害者の情報開示にまつわるエピソード

デボラ・ジャイルズは検察庁に勤務する被害者支援提供者。この 5 ヵ月間、性的暴行を受けた若い女性被害者ポーリナ・マンテーニャを担当している。加害者は刑の軽減と引き換えに罪を認めようとしている。

職場から転送された電話がデボラの自宅にかかってくる。エピソードはデボラのアパートで電話のベルが鳴っているところから始まる。

シナリオ

被害者の情報開示にまつわるエピソード

（電話が鳴って、電話をとるカチッという音がする）
支援者：はい。

被害者：デボラ？

支援者：ポーリナ？　いま、何時？

被害者：真夜中よ。お宅に電話してごめんなさい。

支援者：あー、いいのよ。ちょうど、うとうとしてたところ。大丈夫？

被害者：ええ…、ううん、大丈夫じゃない。話をしたいことがあるの。

支援者：明日は朝一番でミーティングがあるんだけど、その後だったら…

被害者：今、話したいの。今じゃないと話せないわ。会える？　ステート通りにあるワッフルハウスにいるんだけど。

支援者：そんな！　どこにいるんですって？

被害者：うちの近くのワッフルハウスの駐車場。看板の下で待っています。電気がたくさん点いていて明るいから。

（ワッフルハウスにやってくる支援者の車の音）
支援者：ポーリナ！　どうしたの？　なにかあったの？

被害者：わたしのことを嫌いにならないでね。

支援者：なにがあったの？

被害者：本当にごめんなさい。

支援者：いったい、どうしたの？

被害者：警察に初めて話を聞かれたときに、ほかのだれかとセックスをしたことがあるかって聞かれたのを覚えてる？

支援者：ええ、覚えているわ。聞かれていたわね。

被害者：わたしは、「いいえ」って答えた。

支援者：そうじゃないってこと？

被害者：ええ、セックスをしたことがあったの、1回だけ。きょうだいのマルセロはルームメートと一緒に住んでたの。わたし、両親に殺されるわ。マルセロはいなくなっちゃった。マルセロは、そんなことがあったことをそもそも全然知らないのよ。1回だけ、数週前のことだった。ジェイクと一緒に出かけたのはその後のこと。

支援者：ジェイクとのことであなたが私に話したのは本当のこと？

被害者：ええ、全部本当よ。ジェイクは私の首にベルトを巻きつけて、服を破って…彼がやったってあなたに話したことは、みんな本当よ。ジェイクは、私の方が仕向けたんだって言ってた。

被害者：私は、1度だけ、セックスをしたことがあります。

支援者：なんで、いま、ここでそのことを話すの？　なにかあったの？

被害者：あの弁護士、ジェイクの弁護士なんだけど、みんなに話をしてまわっているの。彼がマルセロのルームメートと話をしたらどうしようって思って。

ワークシート 4.3

起こりがちな倫理的問題

それはどんな倫理的問題ですか。

この問題に関連する倫理基準はどれでしょうか。

その問題を解決するのに被害者支援提供者がとりうる行動をいくつかあげてください。

プリント 4.1

意思決定プロセスのステップ 1−6

ステップ 1　事実を把握する。

- ポーリナ・マンテーニャは性的暴行の被害を受けてトラウマを抱える 10 代の少女である
- 警察の事情聴取で、レイプ事件前に性的関係の有無を問われたポーリナは「ない」と答えたが、実際には事件前に一度、兄のルームメイトと性的関係をもっていた。この事実が明らかになれば、司法取引の結果に影響を与える可能性もある
- 検察庁の職員デボラ・ジャイルズには、事件に関係するすべての情報を検察官に伝える義務がある
- 地域で活動する被害者支援提供者は、守秘義務の問題に異なるアプローチをするかもしれない

ステップ 2　関連する基準と実際の考慮点を見きわめる。

倫理基準	**考慮すべきポイント**
1.1　支援提供システムにおける義務	デボラはポーリナに守秘義務の限界について説明すべきである。
3.2　被支援者の最善の利益	デボラはポーリナにとって何が最善であるかを念頭におき、敬意と礼儀をもって対応しなければならない。
3.5　秘密保持の問題	デボラは検察官に関連情報を報告する義務がある。

ステップ 3　選択肢とその結果についてブレインストーミングする。

1. デボラは、レイプ事件前に性的関係があったことは黙っているようポーリナを説得する。

   プラスの結果――加害者は、自分の犯した罪で最も重い刑を受ける。

   マイナスの結果――デボラは検察官に情報を知らせなかった事実が明らかになった場合、職を失うリスクがある。ポーリナは嘘をついたことに罪悪感を抱くかもしれない。

2. デボラは、ポーリナが明かした事実を誰にも言わないと約束するが、ポーリナに検察官に話すよう促す。

   プラスの結果――デボラは口外しないと約束することでポーリナの信頼を維持できる。

またデボラは、ポーリナに意思決定の責任を委ねることで自分が行動する責任から解放されたと感じる。

マイナスの結果――デボラは検察官に情報を知らせなかった事実が明らかになった場合、職を失うリスクがある。

3. デボラは職務上この情報を秘密にしておくことはできないとポーリナに説明し、事実を伝えるためのプロセスではポーリナに付き添うと申し出る。

プラスの結果――デボラは検察庁の被害者支援提供者としての義務を果たす。ポーリナは自分の行動に責任をとる。

マイナスの結果――ポーリナは裏切られたと感じるかもしれない。司法取引に影響が及ぶ可能性がある。ポーリナの信頼性が減じられるため、加害者の刑はおそらく軽減される。

ステップ 4　同僚または上司に相談する。
もっとも適切な選択肢はどれか？　その理由は？

ステップ 5　最善と思われる選択肢を選び、行動に移す。
このエピソードでは、上記の選択肢 3 がもっとも倫理的な判断だと考えられる。

ステップ 6　評価する――将来、こうした状況を回避するにはどうすべきか？
デボラは常に犯罪被害者に対し、最初から真実を語ることが重要であると強調するべきである。またデボラには、検察庁の内部では秘密保持に限界があることを犯罪被害者に理解させる義務もある。

モジュール５　事例研究

所要時間

1 時間

目的

このモジュールでは、倫理的ジレンマが生じた場合に標準的な倫理的意思決定プロセスを用いる実践練習を行うことを目的とします。

研修内容

事例研究（60 分）

学習目標

モジュール終了時点で、以下のことができるようになることを目指します。

- 倫理的ジレンマに直面した場合に、標準的な意思決定プロセスを用いる

備品と教材

とくに必要なものはなし。

参加者用ワークシート

- ワークシート 5.1　意思決定プロセス
- ワークシート 5.2　事例研究

インストラクター用ワークシート

- ワークシート 5.2　事例研究（インストラクター用）

準備

- 事例研究を読む。

モジュールの導入

視覚資料 5－2 を見せて、モジュールの目標を説明します。

これから 2 つの事例研究について意思決定プロセスを適用する練習をすることを伝えます。

事例研究（60 分）

視覚資料 5－3 を見せて、研修内容とアクティビティを導入します。

アクティビティ――事例研究

1. ワークシート 5.1「意思決定プロセス」を使って研修を行うことを伝えます。
2. 全体を 5 つのグループに分け、ワークシート 5.2「事例研究」のなかから各グループに 1 つずつ事例を割り当てます。
3. 各グループに、割り当てられた事例研究に意思決定プロセスを用いるよう指示し、あとで全体に報告するように言います。
4. 視覚資料 5－4 を見せて、事例研究についてどんなことを報告したらよいかを説明します。グループごとに話し合います。（15 分）
5. 各グループにそれぞれの事例について報告してもらいます。（1 グループ 10 分）

視覚資料 5－5 を見せて、モジュールの目標をふり返ります。

ワークシート 5.1

意思決定プロセス

1. 事実関係を把握する。すべての関連文書と法律に目を見直し、すべての情報源を確認する
2. 関連する基準と実際に考慮すべきポイントを特定し、倫理基準と考慮すべきポイントがどこで対立するかを見きわめる
3. ブレインストーミングによって、とりうる行動とその結果をそれぞれ少なくとも 3 通り（5 通り以上が望ましい）あげる
4. 同僚または上司に相談する
5. 最善と思われる選択肢を選び、行動に移す
6. 評価する――将来、こうした状況を回避するにはどうすべきか？

ワークシート 5.2

事例研究

1. ブレイクとフィリップ

ブレイクはサリー郡保安官事務所の被害者支援担当官として働いているが、最近担当したケースでジレンマに直面している。ブレイクの妹は離婚で大きな精神的苦痛を被ったのだが、教会の牧師フィリップがその間ずっと彼女を支えてくれた。ところが聖歌隊のある女性が、牧師に相談をしている最中に性的な虐待を受けたとして、彼を告訴したのだ。ブレイクは牧師の無実を確信している。実は、教会内に牧師を追い出そうとする動きがあることをブレイクは妹から聞いていた。牧師は聖書をあまりにも字句どおりに解釈しすぎると、一部の信者から批判されているという。したがってこの告訴は、牧師の評判を落とすための策略の可能性がある。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

2. キャリーとマリア

キャリーは非営利の性的暴行被害者支援団体で働くスタッフ。先日から、夫に度重なる性的暴力を受けているにもかかわらず、夫から離れようとしないマリアを担当している。キャリーがカウンセラーに相談するよう助言すると、マリアはヒスパニック系の女性カウンセラーであることを条件に承諾した。キャリーの働く支援団体では、犯罪被害者支援の専門知識とスキルをもつとされるカウンセリンググループに被害者を紹介している。このグループの代表者ブルックは、積極的に性的暴力の被害者を受け入れ、キャリーの事務所に協力している。ブルックとキャリーは友人同士でもあり、互いの家族がブルックの山荘で一緒に休暇を過ごしたことも何度かある。最近、ブルックがクライエントの文化的要請に応えるためにヒスパニック系の男性カウンセラーを採用したことをキャリーは知っているが、マリアは男性のカウンセラーでは心が通じ合わないと言って会いたがらない。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

3. カイラ、リズ、ケイト

警察官のカイラは最近、署内の被害者支援担当の仕事に就いた。DV の通報を受け、同僚のフリーダと現場に向かうと、そこはレズビアンカップルの住まいだった。鼻血を出しているケイトという女性を見ると、手首と首の周りにはあざ（過去の暴力の証拠）がある。怯えた様子のケイトは、ずばずば物を言うリズという相手の女性には逆らえないといった風で、ドアにぶつかって鼻の骨を折ったのだというリズの話に即座にうなずいた。州の DV に関する法律は同性カップルには適用されないが、カイラはリズを暴行罪で逮捕すべきだと考えた。だがフリーダは、2 人に見下すような視線を投げただけで現場を去る。車内でフリーダはカイラに向かって、あんな連中は勝手に殴り合っていればいいのだと言う。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

4. テリーザとマンディ

地域の DV シェルターで仕事をするテリーザは、何度かカウンセリングクラスを受講した経験はあるが、セラピストやメンタルヘルスの専門家になるための正式な訓練は受けていない。現在担当しているマンディというクライエントは、幼少時に虐待を受け、その後恋人からも心理的・身体的暴力を受けていたが、最近やっとその恋人と別れたばかり。テリーザは自分を信頼して心を開くようになったマンディが、深刻なメンタルヘルス上の問題を抱えていて、さらにセラピーが必要であることを悟る。だがマンディは「精神科医」に根深い不信感を抱いている。10 年前にセラピストと性的な関係になったことがあるのだが、関係は長くは続かず、マンディは裏切られたと感じていたのだ。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

5. サリーとジェフリー

サリーは殺人犯罪サバイバー（生存者）のサポートグループの中心的なスタッフ。人生の伴侶を殺害されたジェフリーを支援するために尽力している。ジェフリーはコカイン中毒から抜け出そうとしていることを知るサリーは、彼が州外で適切な薬物中毒の治療が受けられるよう手助けしてきた。先日のこと、ジェフリーが運転中に事故を起こして相手のスポーツカーを大破させ、保険未加入のために逮捕されたことを知ったサリーは、彼がまだコカインを常用しているのではないかとの懸念を抱いた。車の同乗者は重傷を負った。ジェフリーは呼気検査はクリアしたものの、検察はアルコール以外の原因でハイになっていた可能性があると考えている。今日、サリーは長年の知り合いである検察官から、ジェフリーのことで話しにくるよう連絡を受けた。サリーが居住し勤務する州では、支援提供者の秘密保持特権は法的に保護されていない。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

6. フランシスとスキップ

被害者支援提供者のフランシスは昨年、自動車事故で息子を亡くした。そして今は精神的な苦痛を伴う離婚協議中で、市販薬と処方薬の助けでなんとか日々を送っている。フランシスの友人で数年来の同僚でもあるスキップは、彼女がこのところ仕事に熱が入らず、クライエントへの電話や案件書類の作成も怠りがちなことに気づいている。彼女から代わりをしてほしいと頼まれたことも何度かある。最近、フランシスが数ヵ月前から担当している既婚男性と何回か食事をしていたことがわかった。スキップが問いただすと、その男性はただお礼をしたいだけだとフランシスは答える。スキップはフランシスが辛い状況にあり、心の慰めを求めていることは理解できるものの、彼女の行動は不適切であるとも思っている。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

7. チャナ、タニヤ、ロザンヌ

チャナは児童性犯罪の被害者である高校生のカウンセリングを行うトラウマカウンセラー。彼女がもっとも手を焼いているのがタニヤとロザンヌのケースで、親友同士の 2 人はしょっちゅう問題を起こしては停学処分すれすれの状態にある。悪いことを思いつくのはたいていタニヤで、ロザンヌはタニヤの言いなりになっている。チャナはタニヤのカウンセリングは効果的でないと感じており、別の専門機関に委ねたいと考えているが、同時に自分が素行の悪いタニヤに対して否定的な態度をとっていることにも気づいている。一方、ロザンヌはカウンセリングを素直に受け入れ、タニヤの影響が及ばないときにはとくにそう見える。もしタニヤとの関係を絶てば、ロザンヌもそっぽを向き、自分への信頼も失われてしまうのではとチャナは危惧する。2 人がいつも互いのカウンセリングの内容について話し合っているのは明らかで、タニヤにとっては、間接的ではあれ、それがカウンセリングの恩恵を受ける唯一の方法かもしれない。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

8. キャロリンと市民団体

キャロリン（白人）は、多文化的・多民族的な市民が立ち上げた 5 つの殺人事件サバイバー支援団体に提供する多額の助成金の管理を任されている。戦略計画立案者および被害者支援提供者であるキャロリンの役目は、各団体が組織としてニーズを見きわめる手助けをするほか、非営利団体の認可申請やサバイバー支援団体としての自立を支援することである。キャロリンは、仕事では「肌の色を意識しない」、つまり人種や文化は考慮しない姿勢をとることを基本にしている。だが、市民団体のメンバーのなかには、キャロリンが自分たちを理解していないと感じる人も少なくない。何ヵ月かをへて、彼らは自分たちの文化に対するキャロリンのステレオタイプな見方に不満を募らせ、キャロリンのアシスタントとして自分たちのコミュニティから通訳やスタッフを採用するよう求めた。だがキャロリンは、そんなことにお金をかけるより、非営利団体申請が認可されるよう弁護士を雇うほうがいいと答える。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

9. ジェーンとリンダ

ジェーンは非営利のカウンセリングセンターで被害者支援提供者として働いている。新しいクライエントのリンダはネイティブアメリカンの活動家で、ラコタ族への土地の返還を求める活動をしている。3 週間前、土地の返還交渉で議論が白熱した際、リンダは殴打されたのだが、自分の活動グループにとってマイナスのイメージになるという懸念から、警察には通報したくないと言う。リンダはジェーンとの面談で、自分が受けた暴行の傷を癒すには宗教が大きな意味をもつと明かした。リンダが属しているネイティブアメリカンの教会では、ペヨーテ（幻覚作用をもつメスカリンを含むサボテンの一種）を儀式、とくに癒しに関連する儀式に用いている。宗教儀式の自由という観点からペヨーテは合法だとする見方もあるが、過去に法廷でそう主張したネイティブアメリカンの多くは敗訴している。実はリンダの 10 歳の息子も母親が暴行されて以来、妄想と不安に苛まれており、それを克服するために癒しの儀式に参加していることをジェーンは知った。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

10. シャーロットとティーシャ

ティーシャは 2 人の息子の親権をめぐって夫のアンドレと係争中。夫婦は 3 年間の結婚期間中、警察沙汰になった DV 事件を 5 回へて離婚協議に入っている。保安官事務所で被害者支援を担当するシャーロットは、この間ずっとティーシャを支えてきた。親権についての審問が行われる数週間前、ティーシャはアンドレと直接話し合いをつけるために弁護士抜きで夕食をしようともちかけ、承諾させた。ところが結局、その晩もティーシャはアンドレから暴力を受け、目の周りに黒あざを作り、手首を捻挫した。翌朝ティーシャはシャーロットに電話をかけ、この件を通報したいと強く訴えた。シャーロットは、ティーシャの怒りは理解できるものの、弁護士抜きで会おうとアンドレを説得したのはティーシャであり、彼女もアンドレの顔にもひどい掻き傷を負わせたことを考えると、通報することによってティーシャが親権争いで不利な立場になるのではないかと危惧している。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

ワークシート 5.2 （インストラクター用）

1. ブレイクとフィリップ

ブレイクはサリー郡保安官事務所の被害者支援担当官として働いているが、最近担当したケースでジレンマに直面している。ブレイクの妹は離婚で大きな精神的苦痛を被ったのだが、教会の牧師フィリップがその間ずっと彼女を支えてくれた。ところが聖歌隊のある女性が、牧師に相談をしている最中に性的虐待をされたとして、彼を告訴した。ブレイクは牧師の無実を確信している。実は、教会内に牧師を追い出そうとする動きがあることをブレイクは妹から聞いていた。牧師は聖書をあまりにも字句どおりに解釈しすぎると、一部の信者から批判されているという。したがってこの告訴は、牧師の評判を落とすための策略の可能性がある。

このシナリオへの倫理基準の適用例：

- 倫理基準 3.6　家族関係、仕事上の関係、個人的な関係を問わず、以前にあった関係が利害の対立を引き起こす可能性がある。このことは回避すべきである。
- 倫理基準 3.3　ブレイクは犯罪行為についての被害者の供述を疑ったり、被害者に対して批判的・否定的な感情を抱くことはいっさい慎むべきである。

2. キャリーとマリア

キャリーは非営利の性的暴行被害者支援団体で働くスタッフ。先日来、夫に度重なる性的暴力を受けているにもかかわらず、夫から離れようとしないマリアを担当している。キャリーがカウンセラーに相談するよう助言すると、マリアはヒスパニック系の女性カウンセラーであることを条件に承諾した。キャリーの働く支援団体では、犯罪被害者を扱う専門知識とスキルをもつとされるカウンセリンググループに被害者を紹介している。このグループの代表者ブルックは、積極的に性的暴行の被害者を受け入れ、キャリーの事務所に協力している。ブルックとキャリーは友人同士でもあり、互いの家族がブルックの山荘で一緒に休暇を過ごしたことも何度かある。最近、ブルックがクライエントの文化的要請に応えるためにヒスパニック系の男性カウンセラーを採用したことをキャリーは知っているが、マリアは男性のカウンセラーでは心が通じ合わないと言って会いたがらない。

このシナリオへの倫理基準の適用例：

- 倫理基準 1.4 および 3.8　多文化への対応能力は専門的能力の一部であり、文化に対する無神経さは差別の一形態だと考えられる場合もある。

- 倫理基準 3.6　他の支援提供者との二重関係は、利害の対立を生む可能性がある。
- 倫理基準 3.4　マリアには自己決定する権利がある。
- 倫理基準 2.1　キャリーは周囲の信頼を促進するような関係を築かなければならない。

3. カイラ、リズ、ケイト

警察官のカイラは最近、署内の被害者支援担当の仕事に就いた。DV の通報を受け、同僚のフリーダと現場に向かうと、そこはレズビアンカップルの住まいだった。鼻血を出しているケイトという女性を見ると、手首と首の周りにはあざ（過去の暴力の証拠）がある。怯えた様子のケイトは、ずばずば物を言うリズという相手の女性には逆らえないといった風で、ドアにぶつかって鼻の骨を折ったのだというリズの話に即座にうなずいた。州の DV に関する法律は同性カップルには適用されないが、カイラはリズを暴行罪で逮捕すべきだと考えた。だがフリーダは、2 人に見下すような視線を投げただけで現場を去る。車内でフリーダはカイラに向かって、あんな連中は勝手に殴り合っていればいいのだと言う。

このシナリオへの倫理基準の適用例：

- 倫理基準 2.1　カイラには一緒に仕事をする同僚や他の専門スタッフに、相互の尊敬とサービスの向上を促進するような対応をする倫理的義務がある。
- 倫理基準 1.4　多文化への対応能力は専門的能力の一部であり、それにはゲイ、レズビアン、バイセクシャル、トランスジェンダー、民族的・人種的マイノリティへの対応も含まれる。州によっては同性間の DV 被害者には保護命令が出せないこともある。
- 倫理基準 4.1　カイラは、他の専門職が被支援者に不適切な対応をした場合には、適切な関係当局に報告しなければならない。
- 倫理基準 3.2 および 3.9　ケイトには被害者として支援提供を受ける権利があり、そうした支援を提供しないことは差別と判断される場合がある。

4. テリーザとマンディ

地域の DV シェルターで仕事をするテリーザは、何度かカウンセリングクラスを受講した経験はあるが、セラピストやメンタルヘルスの専門家になるための正式な訓練は受けていない。現在担当しているマンディというクライエントは、幼少時に虐待を受け、その後恋人からも心理的・身体的暴力を受けていたが、最近やっとその恋人と別れたばかり。テリーザは自分を信頼して心を開くようになったマンディが、深刻なメンタルヘルス上の問題

を抱えていて、さらにセラピーが必要であることを悟る。だがマンディは「精神科医」に根深い不信感を抱いている。10 年前にセラピストと性的な関係になったことがあるのだが、関係は長くは続かず、マンディは裏切られたと感じていたのだ。

このシナリオへの倫理基準の適用例：

- 倫理基準 1.1 および 1.4　専門的能力を有することには、自分の限界を知り、明確に規定された責任の範囲を超えないことも含まれる。テリーザはクライエントを外部機関に委ねるべきである。
- 倫理基準 3.2　テリーザはクライエントが傷つきやすい心理的・感情的状態にあることにも留意しなければならない。

5. サリーとジェフリー

サリーは殺人犯罪サバイバー（生存者）のサポートグループの中心的スタッフ。人生の伴侶を殺害されたジェフリーを支援するために尽力している。ジェフリーはコカイン中毒から抜け出そうとしていることを知るサリーは、彼が州外で適切な薬物中毒の治療が受けられるよう手助けしてきた。先日のこと、ジェフリーが運転中に事故を起こして相手のスポーツカーを大破させ、保険未加入のために逮捕されたことを知ったサリーは、彼がまだコカインを常用しているのではないかとの懸念を抱いた。車の同乗者は重傷を負った。ジェフリーは呼気検査はクリアしたものの、検察はアルコール以外の原因でハイになっていた可能性があると考えている。今日、サリーは長年の知り合いである検察官から、ジェフリーのことで話しにくるよう連絡を受けた。サリーが居住し勤務する州では、支援提供者の秘密保持特権は法的に保護されていない。

このシナリオへの倫理基準の適用例：

- 倫理基準 1.1　違法薬物を摂取しての運転は犯罪行為である。
- 倫理基準 1.1　支援提供者は現行の関連する法律や政策、当局の権限に関して十分な知識をもち、常に最新の情報に通じていなければならない。
- 倫理基準 3.2　サリーは被支援者の利益を守ることを第一の責務と考えなければならない。
- 倫理基準 3.5　サリーはジェフリーがコカイン中毒であることを知っているが、これには守秘義務特権は適用されない。サリーはクライエントに秘密保持の限界について知らせるべきである。

- 倫理基準 1.3　サリーは検察庁との間に、相互に尊重しあう関係を維持しなければならない。
- 倫理基準 3.3　ジェフリーは過去の行為で非難を受けるべきではない。

6. フランシスとスキップ

被害者支援提供者のフランシスは昨年、自動車事故で息子を亡くした。そして今は精神的な苦痛を伴う離婚協議中で、市販薬と処方薬の助けでなんとか日々を送っている。フランシスの友人で数年来の同僚でもあるスキップは、彼女がこのところ仕事に熱が入らず、クライエントへの電話や案件書類の作成も怠りがちなことに気づいている。彼女から代わりをしてほしいと頼まれたことも何度かある。最近、フランシスが数ヵ月前から担当している既婚男性と何回か食事をしていたことがわかった。スキップが問いただすと、その男性はただお礼をしたいだけだとフランシスは答える。スキップはフランシスが辛い状況にあり、心の慰めを求めていることは理解できるものの、彼女の行動は不適切であるとも思っている。

このシナリオへの倫理基準の適用例：

- 倫理基準 1.3　フランシスは職務行為において高い水準を維持できていない。
- 倫理基準 1.4　フランシスの専門的能力は、強いストレスと、おそらくは薬のせいで十分に発揮されていない。
- 倫理基準 3.8　フランシスはクライエントとの間に二重関係をもっている。
- 倫理基準 4.1　スキップには、被支援者に対して不適切である場合や、支援提供者の職務の名誉を傷つける行為を適切な機関に報告する義務がある。
- 倫理基準 2.1　スキップは同僚に対しても、相互間の尊敬を促進するような接し方をしなければならない。
- 倫理基準 1.1　スキップは支援提供システムの内部で、自分とフランシスの行動が及ぼす影響について留意しなければならない。

7. チャナ、タニヤ、ロザンヌ

チャナは児童性犯罪の被害者である高校生のカウンセリングを行うトラウマカウンセラー。彼女がもっとも手を焼いているのがタニヤとロザンヌのケースで、親友同士の 2 人はしょ

っちゅう問題を起こしては停学処分すれすれの状態にある。悪いことを思いつくのはたいていタニヤで、ロザンヌはタニヤの言いなりになっている。チャナはタニヤのカウンセリングは効果的でないと感じており、別の専門機関に委ねたいと考えているが、同時に自分が素行の悪いタニヤに対して否定的な態度をとっていることにも気づいている。一方、ロザンヌはカウンセリングを素直に受け入れ、タニヤの影響が及ばないときにはとくにそう見える。もしタニヤとの関係を絶てば、ロザンヌもそっぽを向き、自分への信頼も失われてしまうのではとチャナは危惧する。2 人がいつも互いのカウンセリングの内容について話し合っているのは明らかで、タニヤにとっては、間接的ではあれ、それがカウンセリングの恩恵を受ける唯一の方法かもしれない。

このシナリオへの倫理基準の適用例：

- 倫理基準 3.7　支援提供者は、支援によって被支援者が恩恵を得られる見込みがないと考えられるときには、被害者との職務上の関係を終了させなければならい。また、被害者にもその可能性があることをあらかじめ知らせておくべきである。
- 倫理基準 3.3　チャナはタニヤの判断力の乏しさや素行の悪さに対して、批判的な反応を示している。
- 倫理基準 3.2　チャナは両方のクライエントにとって何が最大の利益になるかを常に考えていなければならない。

8. キャロリンと市民団体

キャロリン（白人）は、多文化的・多民族的な市民が立ち上げた 5 つの殺人事件サバイバー支援団体に提供する多額の助成金の管理を任されている。戦略計画立案者および被害者支援提供者であるキャロリンの役目は、各団体が組織としてニーズを見きわめる手助けをするほか、非営利団体の認可申請やサバイバー支援団体としての自立を支援することである。キャロリンは、仕事では「肌の色を意識しない」、つまり人種や文化は考慮しない姿勢をとることを基本にしている。だが、市民団体のメンバーのなかには、キャロリンが自分たちを理解していないと感じる人も少なくない。何ヵ月かを経て、彼らは自分たちの文化に対するキャロリンのステレオタイプな見方に不満を募らせ、キャロリンのアシスタントとして自分たちのコミュニティから通訳やスタッフを採用するよう求めた。だがキャロリンは、そんなことにお金をかけるより、非営利団体申請が認可されるよう弁護士を雇うほうがいいと答える。

このシナリオへの倫理基準の適用例：

- 倫理基準 3.9　人種や文化は考慮しないとするキャロリンの主張は、ある種の差別であ

る。

- 倫理基準 3.4　市民グループは明らかにキャロリンのやり方に反対している。
- 倫理基準 3.2　キャロリンの第一の責務は、自分が支援する相手にとって最大の利益になることをすることである。
- 倫理基準 1.4　キャロリンは犯罪被害者の心情に敏感でなければならない。
- 倫理基準 1.1　キャロリンは支援提供システムの内部で自分の行動が及ぼす影響について留意しなければならない。

9. ジェーンとリンダ

ジェーンは非営利のカウンセリングセンターで被害者支援提供者として働いている。新しいクライエントのリンダはネイティブアメリカンの活動家で、ラコタ族への土地の返還を求める活動をしている。3 週間前、土地の返還交渉で議論が白熱した際、リンダは殴打されたのだが、自分の活動グループにとってマイナスのイメージになるという懸念から、警察には通報したくないと言う。リンダはジェーンとの面談で、自分が受けた暴行の傷を癒すには宗教が大きな意味をもつと明かした。リンダが属しているネイティブアメリカンの教会では、ペヨーテ（幻覚作用をもつメスカリンを含むサボテンの一種）を儀式、とくに癒しに関連する儀式に用いている。宗教儀式の自由という観点からペヨーテは合法だとする見方もあるが、過去に法廷でそう主張したネイティブアメリカンの多くは敗訴している。実はリンダの 10 歳の息子も母親が暴行されて以来、妄想と不安に苛まれており、それを克服するために癒しの儀式に参加していることをジェーンは知った。

このシナリオへの倫理基準の適用例：

- 倫理基準 1.1　ジェーンは、あらゆる種類の児童虐待と薬物乱用に関して連邦法および州法の規定内容について調べる必要がある。
- 倫理基準 1.1　ジェーンはペヨーテや、州内での宗教の自由に適用される連邦法について調べる必要がある。
- 倫理基準 1.4 および 3.8　ジェーンはリンダの価値観や宗教儀式を尊重しなければならない。
- 倫理基準 3.4　ジェーンは警察に通報しない権利がリンダにあることを認識しなければならない。
- 倫理基準 3.5　リンダには事件を秘密にしておく権利がある。

10. シャーロットとティーシャ

ティーシャは 2 人の息子の親権をめぐって夫のアンドレと係争中。夫婦は 3 年間の結婚期間中、警察沙汰になった DV 事件を 5 回へて離婚協議に入っている。保安官事務所で被害者支援を担当するシャーロットは、この間ずっとティーシャを支えてきた。親権についての審問が行われる数週間前、ティーシャはアンドレと直接話し合いをつけるために弁護士抜きで夕食をしようともちかけ、承諾させた。ところが結局、その晩もティーシャはアンドレから暴力を受け、目の周りに黒あざを作り、手首を捻挫した。翌朝ティーシャはシャーロットに電話をかけ、この件を通報したいと強く訴えた。シャーロットは、ティーシャの怒りは理解できるものの、弁護士抜きで会おうとアンドレを説得したのはティーシャであり、彼女もアンドレの顔にもひどい掻き傷を負わせたことを考えると、通報することによってティーシャが親権争いで不利な立場になるのではないかと危惧している。

このシナリオへの倫理基準の適用例：

- 倫理基準 1.1　シャーロットは自分の立場がリーガル・アドボケイト（法律知識をもち、被害者の権利擁護のために働く支援者）であり、弁護士ではないことを忘れてはならない。彼女はティーシャに法的助言をすることはできない。
- 倫理基準 3.4　ティーシャは自己決定権をもっている。
- 倫理基準 3.2　被害者支援提供者は何がクライエントの最大の利益になるかを常に考えていなければならない。

モジュール 6　結びと評価

所要時間

50 分

目的

このモジュールでは全体のまとめを行い、参加者に研修の評価を記入してもらいます。

研修内容

1. 個人的利益と職務上の責任との対立（20 分）
2. 結び（20 分）
3. 評価（10 分）

学習目標

モジュール終了時点で、以下のことができるようになることを目指します。

- 研修で学んだスキルを明確に述べる
- 自分の職場で倫理的な行動を実践するためのアイディアを出す

備品と教材

とくに必要なものはなし。

参加者用ワークシート

- ワークシート 6.1「ブレインストーミング――自分の職場でできることは何か？」

準備

- 「アイディア」という見出しをつけたフリップチャートを用意する

モジュールの導入

視覚資料 6－2 を見せて、モジュールの目標を説明します。

1. 個人的利益と職務上の責任との対立（20 分）

視覚資料 6－3 を見せて、次のアクティビティを導入します。

アクティビティ――個人的利益と職務上の責任との対立

1. 研修前に参加者に出した課題――自分自身の個人的利益と職務上の責任の間に対立が生じたときのことをふり返り、その状況を要約する――を手元に用意するよう指示します。
2. 内容を見直し、この研修で学んだことによって、その対立に対する見方や解決方法が変わったか、またどのように変わったかを考えてもらいます。
3. 2 人ずつペアを組み、互いに対立が生じた状況や、研修で学んだことによってその対立に対する見方や解決方法がどう変わったかについて簡単に話し合うように言います。
4. 全体で、対立とその解決方法をいくつか取り取り上げて話し合います。

2. 結び（20 分）

視覚資料 6－4 と 6－5 を見せて、次のアクティビティを導入します。

アクティビティ――自分の職場でできることは何か？

1. 参加者用マニュアルにあるワークシート 6.1「ブレインストーミング――自分の職場でできることは何か？」を見るように指示します。
2. 自分の職場に戻ったときにこの研修で学んだ内容をどのように実践できるか、具体的なアイディアを自由に出してもらいます。5－10 分ブレインストーミングします。
3. 出てきたアイディアをフリップチャートに書き出します。

4.　職場に戻ったら新しい方法を少なくとも一つは実践するように参加者に確認します。

　視覚資料 6－6 を見せます。

モジュール 1 で参加者に出してもらった「研修に望むこと」をふり返り、そのうち研修で扱ったものはどれかを指摘します。

　視覚資料 6－7 から 6－9 までを見せて、モジュール 1 で示した研修の目標をふり返ります。

3. 評価（10 分）

　視覚資料 6－10 を見せる。

参加者に評価用紙を配布し、記入と提出のしかたを説明します。

　視覚資料 6－11 を見せて、研修への参加を感謝します。

ワークシート 6.1

ブレインストーミング――自分の職場でできることは何か

アメリカ合衆国司法省
司法プログラム局
犯罪被害者対策室

被害者支援サービスにおける倫理

参加者用・マニュアル

OVC（犯罪被害者対策室）

TTAC（教育・技術支援センター）

（公財）横浜市男女共同参画推進協会　訳

2009 年 3 月

目　次

モジュール 1　紹介と研修の概観

モジュール 2　価値観と被害者への対応

モジュール 3　被害者支援サービスにおける倫理

モジュール 4　倫理的意思決定のための標準的プロセス

モジュール 5　事例研究

モジュール 6　結びと評価

このマニュアルについて

このマニュアルの内容の大部分は、アメリカ合衆国司法省、司法プログラム局、犯罪被害者対策室からの資金、および助成金第 95-MU-GX-K002 号を得て書かれたメリッサ・フックの著作からの抜粋、あるいはそれを別の表現で言いかえたものです。この著作はその後、*Ethics in Victim Services*（被害者支援サービスにおける倫理）というタイトルのテキストとして出版され（Baltimore: Sidran Institute Press and Victims' Assistance Legal Organization, 2005）、出版社の承認のもとで犯罪被害者対策室で使用されています。この本についての詳しい情報は次のウェブサイトで見ることができます。www.sidran.org/store

このマニュアルに記述されている見解や調査結果、結論はすべて著者のものであり、必ずしもアメリカ合衆国司法省の公式な立場や政策を表すものではありません。

モジュール１　導入と研修の概観

目的

このモジュールでは、インストラクターと参加者の紹介を行い、研修に何を求めるのかを明確にし、研修の目標と研修項目を示すことを目的とします。

研修内容

1. 紹介とモジュールの目標
2. 参加者の紹介
3. 研修の目標と研修項目

学習目標

モジュールの終了時点で、以下のことができるようになることを目指します。

- 少なくとも１人の参加者の名前と犯罪被害者支援におけるその人の役割について知る
- この研修の目標を言うことができる

ワークシート 1.1

導入と研修に望むこと

1. あなたのパートナーの名前

2. あなたのパートナーの職場

3. あなたのパートナーは犯罪被害者支援のどんな仕事をしていますか

4. 犯罪被害者支援の仕事のなかで、あなたのパートナーが一番好きな点、やりがいを感じる点は何ですか

5. あなたのパートナーの性格の際立った特徴は何ですか（2 つ）

6. あなたのパートナーがこの研修に望むことは何ですか（1 つ）

モジュール２　価値観と被害者への対応

目的

このモジュールでは、参加者が自らの態度や姿勢、信念、先入観などについて自覚し、それが犯罪被害者への対応にどのように影響するかを理解できるようにすることを目的とします。

研修内容

1. 価値観について考える
2. 自己認識評価
3. 価値観と役割
4. 多文化対応能力と倫理

学習目標

モジュールの終了時点で、以下のことができるようになることを目指します。

- 自分自身の価値観や道徳観、倫理観について明確に述べる
- 支援提供者の態度や姿勢、信念が、犯罪被害者への対応にどのように影響するかについて明確に述べる

倫理的意思決定とは

自分自身の倫理観について知るためには、意識的になる必要があります。被害者支援提供者は、道徳的に良い人間とはどんな人間かについての自分自身の定義、自らの個人的な価値観が困難な状況への対応にどのように影響を及ぼすか、宗教的信念が判断に影響を及ぼす可能性があること、そして個人の権利に関する考え方が、より幅広い正義の原則と対立する場合があることを理解しなければなりません。

困難な状況に直面した場合に、自らの価値観に基づいて行動し、個人的な倫理観を守る心構えができているかどうかを理解することは、自分自身の道徳的な志向について自覚することと同じくらい、被害者支援提供者にとって大切なことです。

職業上の価値観と個人的な価値観は、どちらも同じ基本的な願望（害を及ぼさない、他人を助けたい、より良い世界を作りたい）に基づいていますが、何に焦点を当てるかや、その中身は異なっています。被害者支援提供者の個人的な価値観と職業上の価値観との間に何らかの矛盾があると、倫理的な意思決定プロセスに影響を及ぼし、特定の状況において効果的な支援を行う能力が損なわれる場合があります。したがって、個人的な価値観を適切に認識し、扱わなければなりません。支援提供者の人となり、責任感、モチベーション、個人的な見解はすべて倫理的な意思決定プロセスのきわめて重要な構成要素となります。被害者支援提供者にとって、価値観をめぐる葛藤が起きた際に自分の内面でどのような反応が起きるかいついて理解するために、自分自身の倫理観についての認識を深めることが欠かせません。

ワークシート 2.1

暴行被害者のエピソード

シナリオ

ジュリア・サリバンは警察の被害者担当官。ジュリアは、暴行による傷害の治療のためにシャーロット・トンプソンを病院の救急医療室に連れて行った。

シャーロット・トンプソンはこれまでにも身体的・性的暴行を受けたことがあり、ジュリアはシャーロットのことを知っている。前年、シャーロットは裁判の進行中に、暴行を受けたという訴えを撤回している。

ジュリアはシャーロットの治療にかかる医療費にあてるため、賠償金請求の書類を作成している。

質問

- このエピソードにどんな感想をもちましたか？

- もしこのクライエントに関わるとした場合、懸念やためらいはありますか？

- そう感じるのは、あなたのどのような価値観によるのでしょうか？

- あなたの感情は、シャーロット・トンプソンとの職業上の関係にどのような影響を及ぼすでしょうか？

- シャーロットの利益を最優先にするためにはどうしたらいいでしょうか？

考えてみよう

これまでに担当した困難な被害者は、どんな人でしたか。あなたはその被害者にどのように対応しましたか。

ワークシート 2.2

価値観についての自己認識のチェックシート*

次の 5 つの質問はあなた自身の価値観、物の考え方、信念を確認する助けになるものです。各質問に対して、まったく反対からまったく賛成までの 5 段階のうち一番自分の気持ちに近いところに○をしてください。

ここでは正しい答えも間違った答えもありません。このワークシートの目的は、自分の価値観や物の考え方、信念について意識することによって、クライエントへのより良い支援を可能にすることにあります。

1. 被害者支援のように他人を援助する仕事に就く者は、被害者との間に個人的な関わりをもたないように努めるべきである。

まったく反対	やや反対	どちらともいえない	やや賛成	まったく賛成
1	2	3	4	5

2. 被害者支援提供者は、スピリチュアルな力を行動や考えの指針とすべきだ。

まったく反対	やや反対	どちらともいえない	やや賛成	まったく賛成
1	2	3	4	5

3. 女性が暴力的になることはめったにない。

まったく反対	やや反対	どちらともいえない	やや賛成	まったく賛成
1	2	3	4	5

4. 上司の指示より被害者のニーズを優先すべきときがある。

まったく反対	やや反対	どちらともいえない	やや賛成	まったく賛成
1	2	3	4	5

5. 職業的な支援を行う際の相手との関係は文化や人種によって左右されてはならない。同じ人間としての共通性のほうが違いよりずっと大きい。

まったく反対	やや反対	どちらともいえない	やや賛成	まったく賛成
1	2	3	4	5

* この評価表は被害者支援オンライン（VAT Online）http://www/ovcttac.gov/vatonline の評価表をもとに作成した。

ワークシート 2.2

ＤＶのシナリオ

パトリスは 24 歳で、4 歳、2 歳、４ヵ月の 3 人の子どもの母親である。夫のジークは、４ヵ月の赤ちゃんと 2 歳の子どもの父親である。ジークは大量に酒を飲み、少なくともここ 1 年、パトリスに暴力をふるっている。この間、ＤＶ事件で警察は度々彼らの自宅に臨場しているが、ジークが逮捕されたのは数回だけである。3 週間前、警察はジークを逮捕し、子どもたちへの影響を懸念して地域の人権擁護機関に通報した。ジークは保釈金を納めて 2 日後に釈放された。彼は今、自宅から 4 マイルほどの所に住んでいる、きょうだい夫婦宅に身を寄せている。現在、児童保護機関のケースワーカーが子どもたちへのリスク要因と安全要因についてアセスメントを進めているところである。パトリスは、地域のＤＶ被害者支援プログラムに所属する被害者支援提供者に相談している。

昨夜、ジークはパトリスの首を絞めて、だれかに話したら彼女と子どもたちを殺すと脅した。今朝、パトリスはＤＶ被害者支援プログラムの被害者支援提供者に電話して、ジークに脅されていることを話した。パトリスは段取りがつき次第、子どもたちと一緒に自宅を離れようとしている。彼女は、自宅を出るにはタイミングを見計らわなければならないことを知っている。また、彼女は、裁判沙汰にしたくないと被害者支援提供者に話している。そんなことをすれば、事態は悪くなる一方だと彼女は思っている。

シナリオ

暴行被害者のエピソード

支援者：あなたがまたこんな目あうなんて、とても心が痛みます。

被害者：タバコが吸いたいわ。持ってる？

支援者：いいえ、それに、この建物は禁煙のはずです。襲われた時のことを話すのは辛いと思いますが、私はなんとかあなたの助けになりたいと思っています。
まず、この書類に記入しましょう。シャルロット、ソーシャルセキュリティー番号と住所を教えてもらえるかしら？　聞いてるの、シャルロット？

被害者：（住所は）ベルトライン通りとサミット通りの交差点ということにしといてよ。

支援者：襲われた場所ってこと？

被害者：ええ、なんか問題ある？

支援者：ここでやるべきことをやったら、あなたをどこに連れていったらいいかしら？

被害者：ベルトライン通りとサミット通りの交差点だって言ってるでしょ！

支援者：あなたを襲ったのは誰？　何があったのか聞かせてくれる？

被害者：わかんない。覚えてないわ。

支援者：何があったか話すのは辛いとは思いますが、この書類を書いて出すと、治療費の一部をもらえるようにできるんです。

被害者：わかんないってば！（せせら笑いながら）あそこにいるのがどんなかって、あんたは何にもわかってないのよ。

支援者：ええ、わからないわ。でもね、あなたがもうこんな目に合わないように力になりたいと思っています。ちゃんとした食事と寝泊まりできる場所がある施設に紹介できるわ。

被害者：あんたみたいな連中は、なんにもわかってないのよ！　あんたたちはコカイン中毒者のことなんかどうなったっていいと思っているんでしょ。こんな目にあったのがあたしであんたじゃないのは、あんたが金をもっているからよ！　金さえあれば、あたしだってちゃんとやっていけるのよ。

モジュール３　被害者支援サービスにおける倫理

目的

このモジュールでは倫理の概念と、全米被害者支援基準協会（NVASC）が作成した「被害者支援プログラムおよび援助者のための倫理基準」を紹介することを目的とします。

研修内容

1. 倫理について考える
2. 全米被害者支援基準

学習目標

モジュールの終了時点で、以下のことができるようになることを目指します。

- ある人が倫理的に問題のある行動をとっていることを認識する
- NVASC の「被害者支援プログラムと援助者のための倫理基準」のうち、少なくとも 1 つあげ、それが自分の所属機関以外の組織でどのように使われているかを述べる
- 倫理と基準を組織文化の一部とするための方法を少なくとも一つあげる

倫理の背景

市民社会において、哲学者、科学者、教師らは、生きる意味、もっとも価値ある行為とはどのようなものか、良き行いと悪しき行いの区別などについて何千年もの間、思索をめぐらせてきました。このような事柄について突き詰めて考えようとする志向は、人間性の本質の一部であるか、あるいは人間が争いなく生き延びていくために必須だったのでしょう。ギリシャ時代の哲学者であるアリストテレスは、高潔な生き方は幸せで充実した人生に至る道であると説きました。

人類の発展過程において、社会は価値観に基づく倫理体系を作り上げてきました。これらの価値観は、あるべき世界や人と人との関わり方について社会の構成員が参照すべき理念として掲げられたものです。これらの道徳原則の多くは、文化や時代の違いを超えて普遍的なものです。たとえば、ほとんどの社会において、殺人、レイプ、盗み、暴行、名誉毀損、詐欺はしてはならないとされています。こうした規範は、正直であること、思いやり、誠実であることといった価値観に基づいている場合がほとんどです。

倫理学は善悪の区別についての基準について取り扱う専門的な学問領域ですが、道徳原則はその基礎を成しています。善悪の区別についての基準は、人間の行動を律するもので、多くの場合、義務、社会にとっての利益、公正さ、あるいは固有の美徳などとの関連において示されます。倫理規定を整備することは、古代に医学と法律の分野で倫理規定が生成されて以来、あらゆる専門的職業において根幹をなす事柄であり続けてきました。被害者支援活動は 1960 年代後半に草の根の活動として始められましたが、現在は、専門的な職業となっています、

倫理規定の目的

専門領域で倫理規定が策定される際に、その規定はいくつかの目的があります。それは、専門的な職業の信用を保護すること、公衆が不当な扱いを受けないように守ること、より有能で責任ある職業実践を実現することです。

被害者支援に関する倫理規定の基礎を成している価値観としては、クライエントの自立性、プライバシー、自己決定の尊重、客観性と虐待の回避、誠実さとサービスの公平さ、相手への思いやりと敬意、社会的責任と秘密保持、自分の能力の範囲を超えないことなどがあげられます。

全米被害者支援基準

被害者支援活動は、草の根の活動家と非営利組織による運動として 1960 年代後半から始まり、専門的な職業となっていきました。現在では、司法の実践の全領域にわたって犯罪被害者支援を提供する、幅広く多様な個人と組織が関わっています。

専門性を高める方向での発展は現在も続いており、さまざまなレベルで被害者支援提供者にはより大きな責任が求められるようになっています。これは、少年司法および刑事司法システムや、学問の世界、広く一般の人々から、この領域は価値のある、信頼できるもので、必要性の高いサービスを提供していると認められるようになってきたことに伴うもので、当然のことだと言えます。こうした要請に応えて、アメリカ合衆国司法省犯罪被害者対策室は、モデルプログラム、専門的能力、被害者支援分野における倫理的行動基準の開発・作成のため、2000 年に全米被害者支援協会（ＮＶＡＳＣ）を創設しました。ＮＶＡＳＣは同様の職種における既存の基準を調査し、被害者支援の分野での意見調査を行い、被害者支援専門家の中心を占める代表的かつ多様な人々の専門知識や経験を参考にしました。この活動の成果が『ＮＶＡＳＣ　被害者支援プログラムと提供者のための基準』で、これはサウスカロライナ大学ソーシャルワーク学部児童・家庭研究センターによって出版されています。

ＮＶＡＳＣの倫理基準のモデルに基づき、被害者支援にかかわる専門家が日常業務で直面する多くの倫理的ジレンマを確認、分析、解決するための助けとなることを目的として、『被害者支援サービスにおける倫理』という本が書かれました。この研修は、この本に基づいて開発されたものです。

参考資料

NVASC *Standards for Victim Assistance Programs and Providers*
『ＮＶＡＳＣ　被害者支援プログラムと提供者のための基準』
出版：Center for the Child and Family Studies
College of Social Work
University of South Carolina
（サウスカロライナ大学ソーシャルワーク学部児童・家庭研究センター）
http://www.sc.ed/ccfs/training/consortium.html

Ethics in Victim Services
『被害者支援サービスにおける倫理』
著者：Melissa Hook and Edwin Meese（メリッサ・フック、エドウィン・ミース）
出版：Sidran Press (June 2005)
ISBN-10 1886968179
ISBN-13 978-1886968172

ワークシート 3.1

その行動は倫理的？

シナリオ 1

暴力的な夫と別れたいと思っているジョーは、地元の DV 被害者シェルターに身を寄せようとする。だがここ 2 週間、定員一杯の状態が続いているため、ジョーは被害者支援提供者であるベティに、一時的に滞在できる場所を探してほしいと頼む。ベティは友人のアパートに空き室があることを思い出し、ジョーと 2 人の幼い子どもたちが問題が解決するまでの間そのアパートに住めるよう、友人と交渉した。

シナリオ 2

被害者支援提供者のマーシャは、ストーキングの被害者であるジーンを担当している。そのストーカーは職場のデータベースを利用してジーンの財務記録に不正にアクセスしていたため、ジーンはその男の雇用主を訴えたいと思っていた。マーシャはジーンに、「裁判は大きなストレスになるので、今は訴えないほうがいい。まず自分が立ち直ることに集中すべき」とアドバイスした。

シナリオ 3

被害者支援提供者のケビンは数ヵ月前から、恋人から暴力を受けて別の町に引っ越したハイディを担当している。ハイディはケビンに自分の住所と電話番号を誰にも教えないように頼んでいた。ある日、ケビンのもとにハイディから電話があり、彼女は疲れ切った声で自殺を考えていると明かしたうえで、誰にも言わないでほしいと懇願した。ケビンは、自殺願望のある者については通報義務があることを説明し、彼女の連絡先を警察に知らせると告げた。

シナリオ 4

心理学の学位をもつ被害者支援提供者のレベッカ（白人）は、現在担当しているアフリカ系アメリカ人の被害者ショーナが薬物乱用者であることを知る。ショーナは何週間もの沈黙ののち、ようやくその事実をレベッカに明かし始めたのだった。レベッカがショーナに薬物乱用問題専門のカウンセラーに会うか、薬物依存から回復するための「12 ステップ」プログラムについて調べるように助言すると、ショーナは自分が黒人なので手を引きたいのだろうとレベッカを非難する。レベッカはそれを否定し、この先もずっと担当者として力になると約束する。レベッカは、今までの経験があればショーナの薬物乱用問題を解決できると考えたのだった。

シナリオ 5

ジェフは警察の被害者支援提供者として長時間働き、家にも仕事を持ち帰る。妻と 2 人の思春期の娘と夕食をとったあと、キッチンのテーブルで書類の作成作業を数時間行うのが日課となっている。

ワークシート 3.2

関連のある NVASC 基準を見つける

シナリオ――スーとコニー

レイプ被害者擁護機関のスタッフ、スーはレイプ被害者のコニーを支援するために救急医療室に呼ばれる。コニーは警官のいる前でレイプの状況の詳細を話すことをためらったため、警官は席を外すことに合意し、あとでスーにコニーの話を詳細にわたって報告するよう求めた。スーの所属機関の方針によれば、彼女はこの要請を断るべきである。警官の言うとおりにすれば、事件が法廷に持ち込まれた場合にスーは証人として召喚されることになる可能性があるからだ。

シナリオ――ジューンとアベール

大都会の警察で被害者支援コーディネーターとして働いているジューンは、若いスーダン人移民のアベールにとても好意をもっていた。アベールは恋人に自分の娘を殺すと脅され、警察に届け出たのだった。だがやがてジューンは、アベールが重度のメンタルヘルス上の問題を抱えていて、家族の力関係がそれを悪化させていることに気づく。ジューンはアベールが自分の怒りと向き合い、それらの問題が娘に悪影響を及ぼすおそれがあることを理解するために、セラピーを受ける必要があると判断する。心理療法士として 10 年の経験をもつジューンは、スーダンの文化についてはほとんど何も知らないものの、自らアベールのカウンセリングを行おうかと考えている。

シナリオ――デビッドとエマ

地方検事のデビッドは犯罪に対する強硬派路線で評価されており、ある政治関連の晩餐会で公職への貢献を表彰された。デビッドが感謝のスピーチを終えたとき、DV 被害者のシェルターで被害者支援提供者として働くエマは、デビッドが支持する「ノードロップ・ポリシー」の正当性を彼が公的な場で主張できるか、問いただすチャンスだと考えた。ノードロップ・ポリシーとは、いったんＤＶの被害届を出すと、被害者の女性は訴えを取り下げることができないというもの。エマの知る最近のケースでは、DV 加害者の男性が妻に対し、もし自分を訴えたら殺すと脅迫していた。妻は必死で訴えを取り下げようとしたにもかかわらず、結局加害者に殺害されてしまったのだ。

シナリオ――リーとリサ

リー・チャンは非営利の人権擁護団体で虐待とネグレクトの被害者を支援する仕事をしている。彼女が担当する 19 歳のリサは東南アジアからの移民で、父親や妹たち、2 人の叔父と叔母と同居している（グリーンカードは誰も持っていない）。リサは祖国で大変な苦難を経験した家族がアメリカで一緒に暮らしていけるようにすることが、自分の務めだと思っている。リサは叔父の一人に性的な虐待を受けたが、被害届を出すことを拒んでいる。届けを出した結果、叔父が国外退去になれば、家族を敵に回してしまうからだ。

シナリオ――カルロッタとイネズ

警察の被害者支援提供者カルロッタは、ヒスパニック系の社会では、ギャング団のメンバーの恋人と別れた若い女性が暴力被害に遭いやすいことを経験からよく知っている。イネズはこの日、元恋人だと思われる人物（確証はない）に銃で襲われた。カルロッタの説得で、イネズは安全な滞在場所が見つかるまで人目につくところへは行かないことを渋々約束する。その日の夕方、カルロッタはイネズがギャング団のたまり場の前にいたところを銃で撃たれて負傷し、病院に運ばれたとの電話を受ける。カルロッタはイネズが約束を破ったことに腹を立て、彼女に会いたくないと考えている。

シナリオ――サムとリトルサイゴン

ベトナム語を話すことができるサムは、地域で暴力被害者の対応にあたっている。アジアからの移民が住むリトルサイゴン地区で殺人事件が起こり、サムが呼び出された。撃たれたのは 10 代の少年で、容疑者は逮捕された。少年の両親が救急医療室に着いたとき、少年の遺体は運び出されようとしていた。両親は、今こちらに向かっている仏教の僧侶が息子の魂を慰める儀式を行うまでは遺体を動かさないでほしいと頼む。その周りには近隣の住民が押し寄せ、ベトナム語で抗議している。だが、担当の警察官はそれを無視して遺体を運び出そうとしている。

ワークシート 3.3

NVASC 被害者支援プログラムと援助者のための基準

全米被害者支援基準協会（NVASC）作成による

NVASCに関する詳細は www.sc.edu/ccfs/training/victimstandards.pdf. を参照のこと

第 1 節　サービスの範囲

倫理基準 1.1　被害者支援提供者は自分のもつ法的責任とその限界、および支援を提供する環境において自らの行動が及ぼす影響について理解し、法律、規則、方針・指針および被支援者の法的権利に従って任務を遂行すること。

倫理基準 1.2　被害者支援提供者は被支援者との関係や公共広告において、自らの職業上の肩書や資格に正確に対応する行動をとること。

倫理基準 1.3　被害者支援提供者は、高い水準での職務行為の遂行を維持すること。

倫理基準 1.4　被害者支援提供者は、高いレベルの専門的能力を身につけ、維持すること。

倫理基準 1.5　被害者支援提供者は有料のサービスを提供する場合、初回のセッションまたは面接の際に被支援者に料金について知らせること。

第 2 節　コミュニティ内での連携と調整

倫理基準 2.1　被害者支援提供者は同僚や他の専門スタッフとの間に、相互の尊敬と信頼、サービスの向上を促進させる関係を築くこと。

倫理基準 2.2　被害者支援提供者は同僚や他の専門スタッフとの間で知識を共有し、能力を向上させるよう努めること。

倫理基準 2.3　被害者支援提供者は、犯罪被害者に影響を与える制度の改善に貢献し、公益のために力を尽くすこと。

第 3 節　直接的なサービス

倫理基準 3.1　被害者支援提供者は被害者の人権を尊重し、その擁護に努めること。

倫理基準 3.2　被害者支援提供者は被支援者の利益を守ることを第一の責務とすること。

倫理基準 3.3　被害者支援提供者は、被害者に対する非難や、被害者の状況説明に対する疑念、過去の行いに対する非難など、被害者に批判的な感情が伝わる言動を回避すること。

倫理基準 3.4　被害者支援提供者は被害者の自己決定権を尊重すること。

倫理基準 3.5　被害者支援提供者は、被支援者と職務上の関係をもつ前後、あるいはその最中に被支援者本人または他の情報源から得た情報の秘密を守ること。

倫理基準 3.6　被害者支援提供者は支援プログラムあるいは被支援者との利害の対立を回避し、（現在だけでなく将来において）利害対立の可能性がある場合にはそれを開示すること。

倫理基準 3.7　被害者支援提供者は、サービスの続行によって被支援者が恩恵を得られる見込みがないと考えられるときには、被害者との職務上の関係を終了させること。

倫理基準 3.8　被害者支援提供者は被支援者との間に、両者間の職務上の信頼関係を不当に利用し、または被害者支援提供者の客観性や専門的判断を損なう恐れのある個人的関係を結ばないこと。

倫理基準 3.9　被害者支援提供者は、人種／民族性、言語、性別、年齢、性的指向、能力や障害、社会的階層、経済的地位、学歴、配偶者の有無、宗教、居住地、HIV 感染の有無などに基づいて差別しないこと。

倫理基準 3.10　被害者支援提供者は、同僚の被害者支援提供者が犯罪事件や依頼人とのやりとりでトラウマを被った場合、適切な支援を求める機会を提供すること。

第 4 節　管理と評価

倫理基準 4.1　被害者支援提供者は、同僚や専門職（自分自身を含めた）の行為が被支援者に対して不適切である場合や、その職務の名誉を傷つけるものである場合、適切な関係当局に報告すること。

モジュール４　倫理的意思決定のための標準的プロセス

目的

このモジュールでは、倫理的意思決定のための標準的プロセスとその使い方を参加者に理解してもらうことを目的とします。

研修内容

1. 意思決定プロセス
2. 起こりがちな倫理的問題

学習目標

モジュール終了時点で、以下のことができるようになることを目指します。

- 標準的な意思決定プロセスのステップを言うことができる
- 倫理的ジレンマに直面したとき、標準的な意思決定プロセスを使う

１．意思決定プロセス

被害者支援提供者が倫理的で適切な意思決定をするためには、関連する倫理基準と実際に考慮すべきポイントについての知識が必要となります。意思決定プロセスは、以下の基本的な 6 ステップに整理することができます。

１．事実関係を把握する。すべての関連文書と法律に目を通し、すべての情報源を確認する

２．関連する基準と実際に考慮すべきポイントを特定し、倫理基準と考慮すべきポイントがどこで対立するかを見きわめる

３．ブレインストーミングによって、とりうる行動とその結果をそれぞれ少なくとも 3 通り（5 通り以上が望ましい）あげる

４．同僚または上司に相談する

５．最善と思われる選択肢を選び、行動に移す

６．評価する―将来、こうした状況を回避するにはどうすべきか？

２．起こりがちな倫理的問題

被害者支援提供者が直面しがちな倫理的問題には、境界線（バウンダリー）、多重関係、秘密保持、法的権利の擁護と法的助言、専門的能力などをめぐる問題があげられます。

境界線（バウンダリー）をめぐる問題と多重関係

支援提供者が仕事の範囲外でクライエントに友情（あるいは愛情）を示したり、あるいは被害者と物やサービスをやり取りしたりすることは、職業的な境界線を破ることであり、二重関係につながります。カウンセリングや支援関係において、支援提供者は被害者に対して専門職としての影響力をもっています。副次的な関係、あるいは二重関係ができた場合、支援提供者が影響力を持ち、被害者はそれに従うという力関係がそこでも再現されがちです。支援提供者の持つ影響力に対して被害者は弱い立場に置かれ続けることになり、副次的な関係において不公正なダイナミズムが生じてしまいます。このことによって、支

援関係と副次的な関係の境界はあいまいにされ、支援提供者による影響力の濫用を許してしまうことにつながるのです。

被害者支援提供者が被害者と二重関係をもつ場合に、特殊な状況であるとか、標準的な境界線（バウンダリー）を踏み越えなければクライエントを支援できないといった正当化がなされがちです。しかし、心からの善意に基づく行為であっても、倫理的な支援の実践において境界線を踏み越えることは被害者にとって搾取的な状況を生じさせ、支援提供者の判断力を損ないます。

どのような場合であっても、職業的な倫理規定において定められている境界線を破ることは被害者に害を与えることであり、最終的には被害者は支援提供者に不信感を抱き、怒りを向けるようになります。

もし、支援提供者が二重関係をもってしまったら、あるいは二重関係をもちたいという気持ちに気づいたら、自らの動機を見きわめるために助けを求めるべきであり、被害者との関係についてしっかりとしたスーパービジョンを要請すべきです。場合によっては、適切な境界線を守る能力を身につけるまで、職務を離れる必要もあります。

秘密保持

秘密保持は支援提供者と被害者の信頼関係を築き、発展させていく基礎を成すものです。被害者支援の仕事では、人々の暮らしの中のプライベートで個人的な部分に関わらざるをえないことがままあります。被害者のプライバシーを尊重し、支援関係におけるすべての事柄について細心の注意をもって秘密を守ることは、すべてのクライエントに対して適用すべき倫理的な基準です。支援提供者の多くは、所属機関の求めによって秘密保持に関する誓約書に署名し、機関が保有する記録の機密性を守り、機関が掲げる秘密保持に関する方針を順守する責任を負っています。

しかし、被害者支援サービスの分野においては、秘密保持は「保障されている権利」ではありません。弁護士と依頼人との関係や心理セラピストとクライエントとの関係における秘密保持特権は法的に守られた権利ですが、被害者支援提供者とクライエントとの関係における秘密保持は権利として確立されていない場合が一般的です。いくつかの州では、心理セラピストとクライエントとの関係における秘密保持特権を拡大する形で、ＤＶおよび性暴力被害支援提供者の秘密保持特権を認めています。

秘密保持特権が確立している州でも、秘密保持特権が適用されない場合、あるいは適用すべきでない場合があります。支援提供者は被害者との関わりの冒頭（極度に危機的な状況以外）で、秘密保持特権が適用されない場合を説明しなければなりません。秘密保持特権の適用除外については、下記の事柄について、ＮＶＡＳＣの「被害者支援提供者のための倫理規定」に詳しく取り上げられています。

◆健康上の緊急事態（死も含む）―たとえば、直ちに医学的介入を必要とする人についての情報を医療機関に提供するなど
◆未成年の被害者に関わる事柄について―たとえば、未成年者に切迫した危険がある場合の通報など
◆秘密保持条項の範囲を、その件について事情を知っている者にまで拡大して、機関同士で情報を共有する場合
◆コミュニケーションにおいて秘密を保持することがクライエントもしくは第三者に切迫した脅威をもたらす場合
◆インフォームド・コンセント―支援提供者が書面もしくは口頭によるコミュニケーションで他の個人もしくは団体に情報を開示することについて、被害者が同意文書に署名している場合
◆児童虐待および高齢者虐待。州によっては、支援提供者には児童虐待および高齢者虐待を保護サービスに通報義務を課している
◆警告義務―人々に危険を知らせる法的義務。警告義務と秘密保持特権については州によって取扱いが異なっている
◆州によっては、法廷での証言に召喚された場合。支援提供者は、それぞれの州における秘密保持特権とその適用除外に関して法律でどのように規定されているか、教育を受けておくことが欠かせない

法的権利の擁護と法的助言

犯罪被害者のための法的権利擁護に関しては、司法資格を有しない者による弁護活動（ＵＰＬ： unauthorized practice of law）に関する規制に絡む複雑な問題があります。すべての州には、弁護活動ができるのは司法資格を有する弁護士のみであるとする法律があります。一般的に裁判所はＵＰＬについて、資格を持たない者による有害な法的活動と見なしています。

ＤＶ被害者の多くは、親権や保護命令について弁護士なしで裁判所に訴えを起こしており、法的権利の擁護者（リーガル・アドボケイト）は、法的手続きにおいて、被害者支援とＵＰＬとの微妙な境界線上を綱渡りしている状況を自覚することがしばしばあります。法的

権利の擁護者（リーガル・アドボケイト）は、情報を提供して支援すること、適切な社会資源にクライエントを照会することができます。たとえば、被害者支援提供者は、裁判所内を案内するツアーを実施して、そこでは一般的にどんなことがなされるのかについて説明することはできますが、クライエントへの法的助言はしてはいけません。

法的助言ではないことをはっきりさせるために、つぎのような言い回しを覚えておいてください。

◆何をすべきかをあなたに言うことはできませんが、このような選択肢があります…
◆あなたのケースでどうなるかは言えませんが、通常のプロセスは…
◆どの選択肢もあなたの本意ではないのはわかりますが、そのなかでもあなたのニーズに一番近いのはどれでしょうか？
◆判事／警察／ソーシャルサービスがどうするか請け合うことは決してできませんが、通常はこのように…
◆わたしの経験から言えるのは、あなたと同じような状況の女性たちは…していました。でもどうするのがベストかについては自分自身で判断してください。

「～すべき」「うまくいく方法は～」「もしわたしだったら～」といった言い方をしていることに気づいたら、そこでストップして頭を切り替えて、クライエントが責任をもって選択するという言い方にしてください。

専門的能力

被害者支援提供者は、研究成果、新たに施行された法的ガイドライン、方針変更など、この分野での新規展開と関連情報のすべてを常に知っておく必要があります。専門的能力を身につけて維持することは、被害者、被害者支援サービス分野、そして被害者支援提供者のために有益です。

専門的能力には、支援提供者がスーパービジョンその他のコンサルテーションの必要性が生じたときに、それに気づくことも含まれています。被害者の最善の利益のためには、支援提供者は明確な役割と責任の範囲内に踏みとどまらなければなりません。こうした役割や責任範囲を超えたニーズが被害者にある場合には、支援提供者は外部に被害者を照会しなくてはなりません。このような場合に備えて、支援提供者はコミュニティ内の社会資源について熟知しておき、地域の専門職と協力関係を築いておく必要があります。

被害者にとって支援から得られるものがなくなったとき、あるいは支援が被害者のニーズに合わなくなったときには、支援関係を終結しなければなりません。支援提供者は、このような事態が起こりうることを被害者に知らせておくべきで、とくに被害者がとても傷つきやすく、支援関係から大きな支えを得ている場合には、支援関係の終結の可能性についてきちんと知らせておかなくてはなりません。他の専門職への照会の方向性が出た場合には、支援提供者はできる限り情報を収集し、タイミングを見計らって被害者に情報を提供してください。一方、支援提供者が被害者とビジネス上あるいは個人的な関係を結ぶために支援関係を終結させることは、すべきではありません。

ワークシート 4.1

意思決定プロセス

1. 事実関係を把握する。すべての関連文書と法律に目を通し、すべての情報源を確認する

2. 関連する基準と実際に考慮すべきポイントを特定し、倫理基準と考慮すべきポイントがどこで対立するかを見きわめる

3. ブレインストーミングによって、とりうる行動とその結果をそれぞれ少なくとも 3 通り（5 通り以上が望ましい）あげる

4. 同僚または上司に相談する

5. 最善と思われる選択肢を選び、行動に移す

6. 評価する――将来、こうした状況を回避するにはどうすべきか？

ワークシート 4.2

被害者の情報開示にまつわるエピソード

デボラ・ジャイルズは検察庁に勤務する被害者支援提供者。この 5 ヵ月間、性的暴行を受けた若い女性被害者ポーリナ・マンテーニャを担当している。加害者は刑の軽減と引き換えに罪を認めようとしている。

職場から転送された電話がデボラの自宅にかかってくる。エピソードはデボラのアパートで電話のベルが鳴っているところから始まる。

ワークシート 4.3

起こりがちな倫理的問題

それはどんな倫理的問題ですか。

この問題に関連する倫理基準はどれでしょうか。

その問題を解決するのに被害者支援提供者がとりうる行動をいくつかあげてください。

シナリオ

被害者の情報開示にまつわるエピソード

（電話が鳴って、電話をとるカチッという音がする）
支援者：はい。

被害者：デボラ？

支援者：ポーリナ？　いま、何時？

被害者：真夜中よ。お宅に電話してごめんなさい。

支援者：あー、いいのよ。ちょうど、うとうとしてたところ。大丈夫？

被害者：ええ…、ううん、大丈夫じゃない。話をしたいことがあるの。

支援者：明日は朝一番でミーティングがあるんだけど、その後だったら…

被害者：今、話したいの。今じゃないと話せないわ。会える？　ステート通りにあるワッフルハウスにいるんだけど。

支援者：そんな！　どこにいるんですって？

被害者：うちの近くのワッフルハウスの駐車場。看板の下で待っています。電気がたくさん点いていて明るいから。

（ワッフルハウスにやってくる支援者の車の音）
支援者：ポーリナ！　どうしたの？　なにかあったの？

被害者：わたしのことを嫌いにならないでね。

支援者：なにがあったの？

被害者：本当にごめんなさい。

支援者：いったい、どうしたの？

被害者：警察に初めて話を聞かれたときに、ほかのだれかとセックスをしたことがあるかって聞かれたのを覚えてる？

支援者：ええ、覚えているわ。聞かれていたわね。

被害者：わたしは、「いいえ」って答えた。

支援者：そうじゃないってこと？

被害者：ええ、セックスをしたことがあったの、1回だけ。きょうだいのマルセロはルームメートと一緒に住んでたの。わたし、両親に殺されるわ。マルセロはいなくなっちゃった。マルセロは、そんなことがあったことをそもそも全然知らないのよ。1回だけ、数週前のことだった。ジェイクと一緒に出かけたのはその後のこと。

支援者：ジェイクとのことであなたが私に話したのは本当のこと？

被害者：ええ、全部本当よ。ジェイクは私の首にベルトを巻きつけて、服を破って…彼がやったってあなたに話したことは、みんな本当よ。ジェイクは、私の方が仕向けたんだって言ってた。

被害者：私は、1度だけ、セックスをしたことがあります。

支援者：なんで、いま、ここでそのことを話すの？　なにかあったの？

被害者：あの弁護士、ジェイクの弁護士なんだけど、みんなに話をしてまわっているの。彼がマルセロのルームメートと話をしたらどうしようって思って。

モジュール５　事例研究

目的

このモジュールでは、倫理的ジレンマが生じた場合に標準的な倫理的意思決定プロセスを用いる実践練習を行うことを目的とします。

研修内容

事例研究

学習目標

モジュール終了時点で、以下のことができるようになることを目指します。

- 倫理的ジレンマに直面した場合に、標準的な意思決定プロセスを用いる

ワークシート 5.1

意思決定プロセス

1. 事実関係を把握する。すべての関連文書と法律に目を見直し、すべての情報源を確認する
2. 関連する基準と実際に考慮すべきポイントを特定し、倫理基準と考慮すべきポイントがどこで対立するかを見きわめる
3. ブレインストーミングによって、とりうる行動とその結果をそれぞれ少なくとも 3 通り（5 通り以上が望ましい）あげる
4. 同僚または上司に相談する
5. 最善と思われる選択肢を選び、行動に移す
6. 評価する――将来、こうした状況を回避するにはどうすべきか？

ワークシート 5.2

事例研究

1. ブレイクとフィリップ

ブレイクはサリー郡保安官事務所の被害者支援担当官として働いているが、最近担当したケースでジレンマに直面している。ブレイクの妹は離婚で大きな精神的苦痛を被ったのだが、教会の牧師フィリップがその間ずっと彼女を支えてくれた。ところが聖歌隊のある女性が、牧師に相談をしている最中に性的な虐待を受けたとして、彼を告訴したのだ。ブレイクは牧師の無実を確信している。実は、教会内に牧師を追い出そうとする動きがあることをブレイクは妹から聞いていた。牧師は聖書をあまりにも字句どおりに解釈しすぎると、一部の信者から批判されているという。したがってこの告訴は、牧師の評判を落とすための策略の可能性がある。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

2. キャリーとマリア

キャリーは非営利の性的暴行被害者支援団体で働くスタッフ。先日から、夫に度重なる性的暴力を受けているにもかかわらず、夫から離れようとしないマリアを担当している。キャリーがカウンセラーに相談するよう助言すると、マリアはヒスパニック系の女性カウンセラーであることを条件に承諾した。キャリーの働く支援団体では、犯罪被害者支援の専門知識とスキルをもつとされるカウンセリンググループに被害者を紹介している。このグループの代表者ブルックは、積極的に性的暴力の被害者を受け入れ、キャリーの事務所に協力している。ブルックとキャリーは友人同士でもあり、互いの家族がブルックの山荘で一緒に休暇を過ごしたことも何度かある。最近、ブルックがクライエントの文化的要請に応えるためにヒスパニック系の男性カウンセラーを採用したことをキャリーは知っているが、マリアは男性のカウンセラーでは心が通じ合わないと言って会いたがらない。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

3. カイラ、リズ、ケイト

警察官のカイラは最近、署内の被害者支援担当の仕事に就いた。DV の通報を受け、同僚のフリーダと現場に向かうと、そこはレズビアンカップルの住まいだった。鼻血を出しているケイトという女性を見ると、手首と首の周りにはあざ（過去の暴力の証拠）がある。怯えた様子のケイトは、ずばずば物を言うリズという相手の女性には逆らえないといった風で、ドアにぶつかって鼻の骨を折ったのだというリズの話に即座にうなずいた。州の DV に関する法律は同性カップルには適用されないが、カイラはリズを暴行罪で逮捕すべきだと考えた。だがフリーダは、2 人に見下すような視線を投げただけで現場を去る。車内でフリーダはカイラに向かって、あんな連中は勝手に殴り合っていればいいのだと言う。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

4. テリーザとマンディ

地域の DV シェルターで仕事をするテリーザは、何度かカウンセリングクラスを受講した経験はあるが、セラピストやメンタルヘルスの専門家になるための正式な訓練は受けていない。現在担当しているマンディというクライエントは、幼少時に虐待を受け、その後恋人からも心理的・身体的暴力を受けていたが、最近やっとその恋人と別れたばかり。テリーザは自分を信頼して心を開くようになったマンディが、深刻なメンタルヘルス上の問題を抱えていて、さらにセラピーが必要であることを悟る。だがマンディは「精神科医」に根深い不信感を抱いている。10 年前にセラピストと性的な関係になったことがあるのだが、関係は長くは続かず、マンディは裏切られたと感じていたのだ。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

5. サリーとジェフリー

サリーは殺人犯罪サバイバー（生存者）のサポートグループの中心的なスタッフ。人生の伴侶を殺害されたジェフリーを支援するために尽力している。ジェフリーはコカイン中毒から抜け出そうとしていることを知るサリーは、彼が州外で適切な薬物中毒の治療が受けられるよう手助けしてきた。先日のこと、ジェフリーが運転中に事故を起こして相手のスポーツカーを大破させ、保険未加入のために逮捕されたことを知ったサリーは、彼がまだコカインを常用しているのではないかとの懸念を抱いた。車の同乗者は重傷を負った。ジェフリーは呼気検査はクリアしたものの、検察はアルコール以外の原因でハイになっていた可能性があると考えている。今日、サリーは長年の知り合いである検察官から、ジェフリーのことで話しにくるよう連絡を受けた。サリーが居住し勤務する州では、支援提供者の秘密保持特権は法的に保護されていない。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

6. フランシスとスキップ

被害者支援提供者のフランシスは昨年、自動車事故で息子を亡くした。そして今は精神的な苦痛を伴う離婚協議中で、市販薬と処方薬の助けでなんとか日々を送っている。フランシスの友人で数年来の同僚でもあるスキップは、彼女がこのところ仕事に熱が入らず、クライエントへの電話や案件書類の作成も怠りがちなことに気づいている。彼女から代わりをしてほしいと頼まれたことも何度かある。最近、フランシスが数ヵ月前から担当している既婚男性と何回か食事をしていたことがわかった。スキップが問いただすと、その男性はただお礼をしたいだけだとフランシスは答える。スキップはフランシスが辛い状況にあり、心の慰めを求めていることは理解できるものの、彼女の行動は不適切であるとも思っている。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

7. チャナ、タニヤ、ロザンヌ

チャナは児童性犯罪の被害者である高校生のカウンセリングを行うトラウマカウンセラー。彼女がもっとも手を焼いているのがタニヤとロザンヌのケースで、親友同士の 2 人はしょっちゅう問題を起こしては停学処分すれすれの状態にある。悪いことを思いつくのはたいていタニヤで、ロザンヌはタニヤの言いなりになっている。チャナはタニヤのカウンセリングは効果的でないと感じており、別の専門機関に委ねたいと考えているが、同時に自分が素行の悪いタニヤに対して否定的な態度をとっていることにも気づいている。一方、ロザンヌはカウンセリングを素直に受け入れ、タニヤの影響が及ばないときにはとくにそう見える。もしタニヤとの関係を絶てば、ロザンヌもそっぽを向き、自分への信頼も失われてしまうのではとチャナは危惧する。2 人がいつも互いのカウンセリングの内容について話し合っているのは明らかで、タニヤにとっては、間接的ではあれ、それがカウンセリングの恩恵を受ける唯一の方法かもしれない。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

8. キャロリンと市民団体

キャロリン（白人）は、多文化的・多民族的な市民が立ち上げた 5 つの殺人事件サバイバー支援団体に提供する多額の助成金の管理を任されている。戦略計画立案者および被害者支援提供者であるキャロリンの役目は、各団体が組織としてニーズを見きわめる手助けをするほか、非営利団体の認可申請やサバイバー支援団体としての自立を支援することである。キャロリンは、仕事では「肌の色を意識しない」、つまり人種や文化は考慮しない姿勢をとることを基本にしている。だが、市民団体のメンバーのなかには、キャロリンが自分たちを理解していないと感じる人も少なくない。何ヵ月かをへて、彼らは自分たちの文化に対するキャロリンのステレオタイプな見方に不満を募らせ、キャロリンのアシスタントとして自分たちのコミュニティから通訳やスタッフを採用するよう求めた。だがキャロリンは、そんなことにお金をかけるより、非営利団体申請が認可されるよう弁護士を雇うほうがいいと答える。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

9. ジェーンとリンダ

ジェーンは非営利のカウンセリングセンターで被害者支援提供者として働いている。新しいクライエントのリンダはネイティブアメリカンの活動家で、ラコタ族への土地の返還を求める活動をしている。3 週間前、土地の返還交渉で議論が白熱した際、リンダは殴打されたのだが、自分の活動グループにとってマイナスのイメージになるという懸念から、警察には通報したくないと言う。リンダはジェーンとの面談で、自分が受けた暴行の傷を癒すには宗教が大きな意味をもつと明かした。リンダが属しているネイティブアメリカンの教会では、ペヨーテ（幻覚作用をもつメスカリンを含むサボテンの一種）を儀式、とくに癒しに関連する儀式に用いている。宗教儀式の自由という観点からペヨーテは合法だとする見方もあるが、過去に法廷でそう主張したネイティブアメリカンの多くは敗訴している。実はリンダの 10 歳の息子も母親が暴行されて以来、妄想と不安に苛まれており、それを克服するために癒しの儀式に参加していることをジェーンは知った。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

10. シャーロットとティーシャ

ティーシャは 2 人の息子の親権をめぐって夫のアンドレと係争中。夫婦は 3 年間の結婚期間中、警察沙汰になった DV 事件を 5 回へて離婚協議に入っている。保安官事務所で被害者支援を担当するシャーロットは、この間ずっとティーシャを支えてきた。親権についての審問が行われる数週間前、ティーシャはアンドレと直接話し合いをつけるために弁護士抜きで夕食をしようともちかけ、承諾させた。ところが結局、その晩もティーシャはアンドレから暴力を受け、目の周りに黒あざを作り、手首を捻挫した。翌朝ティーシャはシャーロットに電話をかけ、この件を通報したいと強く訴えた。シャーロットは、ティーシャの怒りは理解できるものの、弁護士抜きで会おうとアンドレを説得したのはティーシャであり、彼女もアンドレの顔にもひどい掻き傷を負わせたことを考えると、通報することによってティーシャが親権争いで不利な立場になるのではないかと危惧している。

倫理基準 **考慮すべきポイント**

3 つの選択肢とそれがもたらす結果：

1.

2.

3.

選択した行動：

将来、こうした状況を回避するにはどうしたらよいでしょうか？

モジュール６　結びと評価

目的

このモジュールでは全体のまとめを行い、研修の評価を記入します。

研修内容

1. 個人的利益と職務上の責任との対立
2. 結び
3. 評価

学習目標

モジュール終了時点で、以下のことができるようになることを目指します。

- 研修で学んだスキルを明確に述べる
- 自分の職場で倫理的な行動を実践するためのアイディアを出す

ワークシート 6.1

ブレインストーミング――自分の職場でできることは何か？

被害者支援サービスにおける倫理

アメリカ合衆国司法省
司法プログラム局
犯罪被害者対策室
（公財）横浜市男女共同参画推進協会　訳

OVC TTAC
犯罪被害者対策室　教育・技術支援センター

モジュール 1
紹介と研修の概観

学習目標

◆少なくとも１人の参加者の名前と犯罪被害者支援におけるその人の役割について知る

◆この研修の目標を言うことができる

アクティビティ

紹介と研修に望むこと

ワークシート 1.1

研修の目標

◆支援者の態度や考え方、信念が犯罪被害者への対応に大きく影響することを自覚し、理解する

研修の目標

◆全米被害者支援基準協会（NVASC）が作成した「被害者支援プログラムと援助者のための基準」の内容を習得する

研修の目標

- ◆ある人が倫理的に問題のある行動をとっている場合、問題であることを認識できる
- ◆倫理的ジレンマに直面したとき、標準的な意思決定プロセスを使うことができる

研修項目

モジュール１　紹介と研修の概観
モジュール２　価値観と被害者への対応
モジュール３　被害者支援サービスにおける倫理
モジュール４　倫理的意思決定のための標準的プロセス
モジュール５　事例研究
モジュール６　結びと評価

モジュールの学習目標をふり返る

◆少なくとも１人の参加者の名前と犯罪被害者支援におけるその人の役割について知る

◆この研修の目標を言うことができる

アメリカ合衆国司法省
司法プログラム局
犯罪被害者対策室
（公財）横浜市男女共同参画推進協会　訳

OVC TTAC

犯罪被害者対策室　教育・技術支援センター

モジュール 2
価値観と被害者への対応

アメリカ合衆国司法省
司法プログラム局
犯罪被害者対策室
（公財）横浜市男女共同参画推進協会　訳

OVC TTAC

犯罪被害者対策室　教育・技術支援センター

学習目標

- ◆自分自身の価値観やモラル、倫理観について明確に述べる
- ◆これらの態度や姿勢、信念が、犯罪被害者への対応にどのように影響するかについて明確に述べる

支援の提供にあたって

- ◆もっとも重要なのは、提供者の人となり、道徳的指向、信念
- ◆提供者と被害者との人間関係を伴うことを念頭におく
- ◆提供者の個人的な価値観と倫理的規範が被害者との相互関係に影響を及ぼすことを認識する必要がある

価値観について探る

価値観について探る

- ◆個人的な価値観と職業上の価値観の違い
- ◆自分自身の個人的な価値観についての自己認識の重要性
- ◆個人的な物の考え方が支援の提供を妨げないようにすること

アクティビティ

価値観、道徳、倫理とは何か？

用語の定義

- ◆価値観とは、個人または集団が希求する理想や信念を指す
- ◆道徳とは、正しいか間違っているかを見きわめる判断に関連するもの
- ◆倫理とは、そうした価値観や道徳を反映した行動の基準を明確に表現したもの

倫理的な意思決定の背景には何があるか

- ◆支援提供者の人となり
- ◆支援提供者の責任感
- ◆支援提供者の個人的な見解

アクティビティ

暴行被害者のエピソード
ワークシート 2.1

話し合いのための質問

- ◆このクライエントを担当することにためらいはありますか？
- ◆そう感じるのはどんな価値観によるものですか？
- ◆そうした感情は被害者との職業上の関係にどのような影響を及ぼすでしょうか？

話し合いのための質問

- ◆クライエントの利益を最優先にするためにはどうしたらいいでしょうか？
- ◆考えてみよう――これまでにも困難な被害者を担当したことがありますか、そのときどのように対応しましたか？

自己認識評価

アクティビティ

自己認識評価
ワークシート 2.2

価値観と役割

アクティビティ

DVのシナリオ
ワークシート 2.3

シナリオに対応する役割

◆グループ１　警察の被害者支援提供者
◆グループ２　児童保護機関のケースワーカー
◆グループ３　ドメスティックバイオレンス・プログラムの被害者支援提供者
◆グループ４　検察当局の被害者支援提供者

話し合いのための質問

◆実際の自分の役割とは違う立場に立つことで、被害者への対応に影響はありましたか？

◆もしあなたが被害者支援提供者だったとしたら、どう対応していましたか？

モジュールの学習目標をふり返る

- ◆自分自身の価値観やモラル、倫理観について明確に述べる
- ◆これらの態度や姿勢、信念が、犯罪被害者への対応にどのように影響するかについて明確に述べる

モジュール 3
被害者支援サービスにおける倫理

アメリカ合衆国司法省
司法プログラム局
犯罪被害者対策室
（公財）横浜市男女共同参画推進協会　訳

OVC TTAC
犯罪被害者対策室　教育・技術支援センター

学習目標

- ある人が倫理的に問題のある行動をとっていることが認識できる
- NVASCの被害者支援プログラムと援助者のための倫理基準のうち、少なくとも1つをあげることができる
- 倫理と基準を組織文化の一部とするための方法を少なくとも1つあげることができる

倫理について考える

アクティビティ

その行動は倫理的？
ワークシート 3.1

倫理の背景

- ◆古代文明社会は価値観に基づく道徳原則の体系を発展させた
- ◆文明の初期、まず法学と医学において倫理規定が定められた
- ◆被害者支援は確立した専門職となった

倫理規定の目的

◆その職業の信用を保護する

◆人々が不当な扱いを受けないように守る

◆より優れた信頼できる職業実践を実現する

倫理規定の基礎

- ◆クライエントの自律性、プライバシー、自己決定
- ◆客観性の維持と不当な扱いの回避
- ◆誠実さとサービスの公平さ
- ◆相手への思いやりと敬意
- ◆社会的責任と秘密保持
- ◆自分の能力の範囲を超えない

全米被害者支援基準

被害者支援分野の背景

- ◆草の根運動から専門職へ
- ◆幅広く多様な個人と組織を含む
- ◆司法の実践の全領域にわたってサービスを提供する

被害者支援分野の背景

◆被害者支援提供者に、より大きな責任が求められるようになった

◆被害者支援は、価値のある、信頼できるものであり、必要性の高いサービスを提供している分野だと見なされている

◆被害者支援の専門的な基準を作成するために、全米被害者支援協会（NVASC）が創設された

NVASC

全米被害者支援協会

- ◆犯罪被害者局によって2000年に設置された
- ◆目的―モデルプログラム、専門的能力、倫理的行動基準の開発・作成
- ◆成果―「NVASC被害者支援プログラムと援助者のための基準」
- ◆『被害者支援サービスにおける倫理』―NVASCのモデルに基づいて書かれた本

NVASC倫理基準

- ◆サービスの範囲
  - ♦ 専門的活動
- ◆コミュニティ内での連携と調整
  - ♦ 同僚、他の専門スタッフとの協調
- ◆直接的なサービス
  - ♦ 被支援者、同僚との人間関係
- ◆管理と評価
  - ♦ 被害者支援活動、人間関係についてのモニター

サービスの範囲

◆専門的活動

- 法律に従う
- 肩書や資格と正確に対応した行動
- 職務行為
- 専門的能力
- 料金の開示

コミュニティ内での連携と調整

◆同僚、他の専門スタッフとの協調

- 同僚に対する尊敬
- 知識の共有
- システムの改善

直接的なサービス

◆関係

- 人権の尊重
- 被害者の利益を守る
- 批判しない
- 自己決定権の尊重
- 秘密保持

直接的なサービス

◆関係

- 関係の終了
- 適切な距離をおき、境界を守る
- 差別しない
- 同僚への支援
- 利害の対立の回避

管理と評価

◆被害者支援活動と人間関係のモニター

- 虐待にあたる行為の報告
- 不正行為の報告

アクティビティ

関連のあるNVASC基準を探す
ワークシート 3.2

アクティビティ

あなたの所属機関とNVASC基準
ワークシート 3.3

その行動は倫理的？（ふり返り）

- ◆被害者支援提供者は倫理的に問題のある行動をとっていないか？
- ◆ほかに考えるべき理由づけはあるか？
- ◆どのNVASC基準が当てはまるか？

倫理的な組織

アクティビティ

倫理的な組織を作る

モジュールの学習目標をふり返る

- ◆ある人が倫理的に問題のある行動をとっていることが認識できる
- ◆NVASCの被害者支援プログラムと援助者のための倫理基準のうち、少なくとも1つをあげることができる
- ◆倫理と基準を組織文化の一部とするための方法を少なくとも1つあげることができる

アメリカ合衆国司法省
司法プログラム局
犯罪被害者対策室
（公財）横浜市男女共同参画推進協会　訳

OVC TTAC
犯罪被害者対策室　教育・技術支援センター

モジュール 4

倫理的決定のための
標準的な意思決定プロセス

アメリカ合衆国司法省
司法プログラム局
犯罪被害者対策室
（公財）横浜市男女共同参画推進協会　訳

OVC TTAC

犯罪被害者対策室　教育・技術支援センター

学習目標

- ◆標準的な意思決定プロセスのステップを言うことができる
- ◆倫理的ジレンマに直面したとき、標準的な意思決定プロセスを使う

意思決定プロセス

意思決定プロセス

1. 事実を把握する
2. 関連する基準と考慮すべきポイントを見きわめる
3. 選択肢とその結果についてブレインストーミングする
4. 同僚または上司に相談する
5. 最善の選択肢を選び、行動に移す
6. 評価する

アクティビティ

被害者の情報開示にまつわる
エピソード

ワークシート 4.2

意思決定プロセス

1. 事実を把握する
2. 関連する基準と考慮すべきポイントを見きわめる
3. 選択肢とその結果についてブレインストーミングする
4. 同僚または上司に相談する
5. 最善の選択肢を選び、行動に移す
6. 評価する

起こりがちな倫理的問題

起こりがちな倫理的問題

- ◆境界線（バウンダリー）の問題と二重関係・多重関係
- ◆**秘密保持**
- ◆法的権利の擁護と法的助言
- ◆専門的能力

アクティビティ

起こりがちな倫理的問題
ワークシート 4.3

モジュールの学習目標をふり返る

- ◆標準的な意思決定プロセスのステップを言うことができる
- ◆倫理的ジレンマに直面したとき、標準的な意思決定プロセスを使う

アメリカ合衆国司法省
司法プログラム局
犯罪被害者対策室
（公財）横浜市男女共同参画推進協会　訳

OVC TTAC
犯罪被害者対策室　教育・技術支援センター

モジュール 5
事例研究

アメリカ合衆国司法省
司法プログラム局
犯罪被害者対策室
（公財）横浜市男女共同参画推進協会　訳

OVC TTAC
犯罪被害者対策室　教育・技術支援センター

学習目標

◆倫理的ジレンマが生じた場合に、標準的な意思決定プロセスを用いる

アクティビティ

事例研究

ワークシート 5.1、5.2

事例研究

1. 事例の事実関係を説明する
2. 関連する基準および実際に考慮すべきポイントは何か？
3. とりうる選択肢を3つあげ、それぞれについてプラスの結果とマイナスの結果を示す
4. 選択肢から1つ選ぶ。その理由は？
5. 評価する―将来、こうした状況を回避するにはどうすべきか？

モジュールの学習目標をふり返る

◆倫理的ジレンマが生じた場合に、標準的意思決定プロセスを用いる

アメリカ合衆国司法省
司法プログラム局
犯罪被害者対策室
（公財）横浜市男女共同参画推進協会　訳

OVC TTAC
犯罪被害者対策室　教育・技術支援センター

モジュール 6
結びと評価

アメリカ合衆国司法省
司法プログラム局
犯罪被害者対策室
（公財）横浜市男女共同参画推進協会　訳

OVC TTAC
犯罪被害者対策室　教育・技術支援センター

学習目標

- ◆研修で学んだスキルを明確に述べる
- ◆自分の職場で倫理的な行動を実践するためのアイディアを出す

アクティビティ

個人的利益と
職務上の責任との対立

結び

アクティビティ

ブレインストーミング－自分の職場で
できることは何か？

ワークシート 6.1

研修に望むこと

研修の目標

◆支援者の態度や考え方、信念が犯罪被害者への対応に大きく影響することを自覚し、理解する

研修の目標

◆全米被害者支援基準協会（NVASC）が作成した「被害者支援プログラムと援助者のための基準」の内容を習得する

研修の目標

- ◆ある人が倫理的に問題のある行動をとっていることを認識できる
- ◆倫理的ジレンマに直面したとき、標準的な意思決定プロセスを使うことができる

評価

ありがとうございました

アメリカ合衆国司法省
司法プログラム局
犯罪被害者対策室
（公財）横浜市男女共同参画推進協会　訳

OVCTTAC

犯罪被害者対策室　教育・技術支援センター

被害者支援サービスにおける倫理
参加者用アンケート

第 1 部　被害者支援サービスにおける倫理　1～6 までの各モジュールについて

研修の各モジュールについて、各質問に対してまったく当てはまらないから大変よくあてはまるまでの 5 段階で答えてください。

1　まったく当てはまらない
2　やや当てはまらない
3　どちらともいえない
4　やや当てはまる
5　大変よく当てはまる
NA　該当なし

モジュール 1：紹介と研修の概観						
1. 少なくとも 1 人の参加者の名前と犯罪被害者支援におけるその人の役割について言うことができるようになった	1	2	3	4	5	NA
2. この研修の目標をいえるようになった	1	2	3	4	5	NA
モジュール 2：価値観と被害者への対応						
3. 自分自身の価値観や道徳観、倫理観について明確に述べられるようになった	1	2	3	4	5	NA
4. 支援提供者の態度や姿勢、信念が、犯罪被害者への対応にどのように影響するかについて明確にのべられるようになった	1	2	3	4	5	NA
5. このモジュールの学習目標は明確に示されていた	1	2	3	4	5	NA
6. このモジュールの学習目標は達成された	1	2	3	4	5	NA
モジュール 3：被害者支援サービスにおける倫理						
7. ある人が倫理的に問題のある行動を認識できるようになった	1	2	3	4	5	NA
8. NVASC の「被害者支援プログラムと援助者のための倫理基準」のうち、少なくとも 1 つを言えるようになった	1	2	3	4	5	NA
9. NVASC の倫理基準が自分の所属機関以外の組織でどのように使われているか述べられるようになった	1	2	3	4	5	NA
10. 倫理と基準を組織文化の一部とするための方法を少なくとも 1 つ言えるようになった	1	2	3	4	5	NA
11. このモジュールの学習目標は明確に示されていた	1	2	3	4	5	NA
12. このモジュールの学習目標は達成された	1	2	3	4	5	NA
モジュール 4：倫理的意思決定のための標準的プロセス						
13. 標準的な意思決定プロセスのステップを言うことができるようになった	1	2	3	4	5	NA
14. 倫理的ジレンマに直面したとき、標準的意思決定プロセスを使うことができるようになった	1	2	3	4	5	NA
15. このモジュールの学習目標は明確に示されていた	1	2	3	4	5	NA
16. このモジュールの学習目標は達成された	1	2	3	4	5	NA

モジュール 5：事例研究						
17. 倫理的ジレンマに直面したとき、標準的意思決定プロセスを使うことができるようになった	1	2	3	4	5	NA
18. このモジュールの学習目標は明確に示されていた	1	2	3	4	5	NA
19. このモジュールの学習目標は達成された	1	2	3	4	5	NA
モジュール 6：結びと評価						
20. 研修で学んだスキルを明確に述べることができるようになった	1	2	3	4	5	NA
21. 自分の職場で倫理的な行動を実践するためのアイデアを出すことができるようになった	1	2	3	4	5	NA
22. このモジュールの学習目標は明確に示されていた	1	2	3	4	5	NA
23. このモジュールの学習目標は達成された	1	2	3	4	5	NA

第 2 部　全体についての評価

以下の各項目について、5 段階であなたの満足度をチェックしてください。

1　とても不満
2　不満
3　どちらともいえない
4　満足
5　大変満足

全体についての評価					
24. この研修で使用した資料全般についての満足度はどうか？	1	2	3	4	5
25. 今日、プログラム・マネージャーが直面している重要な課題は、この研修で取り上げられていたか？	1	2	3	4	5
26. 各モジュールには理論的情報が適切に含まれていたか？	1	2	3	4	5
27. 各モジュールには実践的情報が適切に含まれていたか？	1	2	3	4	5
28. あなたの経験や知識のレベルに合った資料／情報だったか？	1	2	3	4	5
29. この研修で得た情報は、あなたの日々の業務に役立つか？	1	2	3	4	5
30. この研修は、あなたのマネジメント・スキルの開発に役立ったか？	1	2	3	4	5
31. この研修は、あなたのリーダーシップ・スキルの開発に役立ったか？	1	2	3	4	5

被害者支援サービスにおける倫理
参加者用アンケート

32. この研修のどのような部分が最も有益だったでしょうか？　その理由は？

33. この研修を受けて、やってみようと思うこと、あるいは変化したことをなるべく具体的に 3 点、あげてください。

A.

B.

C.

34. この研修で取り上げた事柄について、さらにどのような研修や技術的支援が必要になると思いますか？

35. この研修をより実り多いものとするためには、どの部分を変えたらよいと思いますか？

36. その他

被害者支援サービスにおける倫理
参加者用アンケート

第 3 部　プロフィール

あなたご自身について教えてください。

37. あなたの職務に一番よく当てはまる分野 1 つを選んでください。

☐ 警察
☐ 被害者支援サービス
☐ 司法関係者（検察、裁判官など）
☐ 更生
☐ 保護観察
☐ 保健サービス（メンタルヘルス、薬物依存など）
☐ 教育
☐ 就労支援サービス
☐ 宗教関係者
☐ その他（　　）

38. 現職での経験年数はどれくらいですか？　あてはまる項目 1 つを選んでください。

☐ 3 年未満
☐ 3 年以上 5 年以下
☐ 6 年以上 9 年以下
☐ 10 年以上